

日本の住宅事情に関して、量的な補完と質的な補完というものが今まで十分行われてきたのではないかと。公的な部分でかなり支援がありましたというところが、一つは、競争相手となっておりました民間の金融機関に対して誘導策にもなったのではないかと、こういうふうにいるのです。

逆に、将来の心配としては、そういうことがあったからこそ、金融公庫の直接融資がなくなってしまうというところに対する不安というものが金融公庫なり政府なりの調査にもあらわれているというところまでございまして、やはりここが一番問題ではないかと、こういうふうに思います。

そういう面から見て、今回、では、直接融資というものがなくなつた場合に、住宅政策として政府がとつていかなければならないものについてどういう方法があるのかというのと、それから、今までの持ち家促進とか低金利誘導とか、いわゆる長期、固定、低利というこの三つの分野に対しての指導力があつたわけですが、これを目標として、住宅金融の今までのレベルを確保するといえますか、質的な部分も含めて確保していくこととすれば、どういうことが考えられるのかということについてまずお聞きをしたいと思います。これは大臣がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○副国務大臣 おはようございます。

今、玉置委員が言つていただきましたように、今までの経過を見ましても、住宅金融公庫の果たしてきた役割というのをそれぞれお認めいただき、なおかつ、多くの皆さん方がそれによって、一般民間金融機関では借りられないものを借りて、自分たちの希望を達することができたという大きな成果だけは万人が認めていただけたということでは、私も大変そのとおりだと思つておりますし、また、それでこそ、今日までこれだけの業績を上げてきて、千八百九十万戸という大きな役割を果たしてきたことはそれが証明していると思ひます。

今おっしゃいましたように、それでは今後どういうことになるのかということで、少なくとも質

の面ではまだまだ、量は足りたけれども質の面では足りないというのは今玉置委員がおっしゃつたとおりでございまして、それよりもまず、金融公庫にかわつて、民間の皆さん方が今後どのような金融面でかわつていくのかということが一番大事なところであらうと思ひます。

そういう意味では、貸し付け自体というものは民間にゆだねますけれども、公庫がこれを支えていく方向に転換するというところで、この場合においても、先ほどもおっしゃいましたように、また今までも議論されましたように、借りるときの選別なき融資、あるいは質の高い住宅の供給、また災害、まちづくりに対する支援、これまでの公庫が果たしてきた役割が、民間も含めた今後の住宅金融全体として引き継ぎ達成されるということとでなければならぬと私は思いますので、こういう観点から、公庫の廃止とか独立行政法人化の際に、改めて融資業務の取り扱いを判断していきたいと思ひます。

私の手元に、金融公庫に寄せられたお客様の声というものがたくさんございまして。これは一々読んでみると時間がなくなりますから言いませんけれども、一つ二つ言いますと、一例で、私たちのように自営の者は銀行より融資を一〇〇％断られることがよくわかりました、そのため、公庫さんのように職業に関係なく融資の対象として見ていただくことは本当にありがたいことですから、もう数限りない言葉をいただいておりますので、今申しましたように、公庫の廃止、そして独立行政法人化する際に、今おっしゃつていらっしゃる多くの国民の声というものをいかに融資業務の中で取り扱っていくかということをお考えください。また、これにかわる立派な民間というものが育っていくようにというものが本来の筋でございまして、その点だけはくれぐれも注意していきたいと思つております。

○玉置委員 量的な部分よりも質的な部分に対する融資、補てんということでこれから変わつてく

るだろうというお話でございしますが、私たちは、今まで銀行が民間の金融機関としてとつてこられた姿勢、これが果たして需要だけで決まってきたのかという心配をしているわけです。

というのは、当初は、日本の民間の企業が資金不足ということでいろいろな面で銀行にお願いをして融資をされるということで、長期の資金が寝てしまふことに対して銀行が非常に不安を持つて、住宅に対する投資が非常に少なかったのではないかと思ひます。その結果、シェアが非常に最初は少なかった。

ところが、バブル崩壊を境にして民間需要が非常に逆に少なくなつて、その先に、利幅から考えていきますと長期安定という住宅部門、ここにやはり、一時は住専という形で先走りをしてしまつたけれども、それが土地に投機をされて結局アウトになつたという反省も踏まえて、やはり長期安定型で住宅ローンを拡大していこう、こういう方向に行かれたということで、一時は住宅公庫のシェアが四五％ぐらいになつていたんですが、今は二、三％ということで、民間の金融機関の方がそれだけシェアを拡大されてきたということであり

ます。そういうことから考えますと、私たちから見ると、住宅需要が逆に落ちているような状況の中で民間が拡大されてきているということは、要するに、利用者側、消費者の方が選別をされてきたということではなくて、むしろ銀行、民間の金融機関の方が、ぜひ住宅ローンをお使いくださいということであるいろいろな商品を開発されて、その辺が需要とマッチしたということだと思ふんですね。そういうことから考えますと、今までの住宅事情の変化の中で、やはり銀行、民間の金融機関の判断というものがかなり大きく左右するということになつてくるんですね、利用者にとつてみたら。この辺について、大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○副国務大臣 今玉置委員がおっしゃいましたよ

うに、端的に言えば、いいときはよかつたけれども、もう住宅金融公庫には、とても長期、低利、固定というものの対抗できないということで、民間が今まで手を出さなかつた、また出せなかつたと言えるかもしれません。また、もつと銀行も、うはうはという時代がございました、バブルでもうそこらじゅうにお金を貸しまくつてという時代もございましたけれども、民間もいよいよバブルがはじけた後、今の金融業界も堅実な本来の金融業務というものに立ち戻らなければいけない状況が今の金融業界にあると私は思ひます。

その中で、以前にも私は申しましたけれども、今までの金融公庫のローンを借りている人たちは本当にまじめな方が多くて、この間、何件ぐらい返していない人がいますかというのも委員会で見ましたけれども、相対的に言えば、住宅ローンで金融公庫に借りた人たちは、こつこつ働きのながらまじめに返しているという姿勢が私は本当に目に見えるんですね。

ですから、特にそういう人たちの金融公庫の住宅ローンの返済の、借りている人の姿勢というのが、民間の金融業界はうらやましくなつてきたということも、うらやましいと言つたら失礼ですが、けれども、本来はそれが普通のことなんですけれども、他の業界に比べて住宅ローンの返済者が本当にまじめだったということで、これはかたい金融業であるということで民間がこんなにふえてきた、今十社ですけれども、これはまだまだふえると思ひます。

そういう意味で、本来の金融業のあり方というのは、日本人はまじめでございまして、今まで浮かれたものが地について、本来の金融業というものに民間もまじめに取り組んでくる。そして、日本人の勤勉性とまじめに返済していくという姿勢というものを民間も高く評価してきた。そういうことの中で、この国民のよさというものを要に利用されないように、よりそういう信頼性のある、国民が使いやすいようにということが大事なことだと私は思つております。

○玉置委員 松野住宅局長にお伺いしたいんですが、この審議の中で聞いておられますと、証券化の支援を五年をめどに考えていきたいというお話でございまして、アメリカと比較をしますと債券市場が非常に小さいという状況の中で、まして、もう既に公庫債等も発行されているわけですね。それより金額が少ないというのが出ていく、とりあえず初年度で二千億ぐらいということなんです。こういうベースでいって果たして市場形成ができるかどうかという心配があります。

それと、最初は買い取り型ということでスタートされて、保証型に移行していきたい。最初から保証型は確かに難しいと思いますが、方向としては間違っていないと思いますけれども、こういう日本全体の債券市場の中で、果たして消化できるのかどうかというのと、それから、日本の債券市場がどういふふうに変わっていくか、というう住宅でありまして不動産とかの証券化というのが実際に進まないのか。だから、ある程度拡大されないと進まないんじゃないかというふうにいる中で、どういふふうに進められているのか。あるいは、例えば五年でできないときはどうするかという点も含めてまずお伺いし、もう一つは、住宅ローンの民間金融機関からの量的な確保、こういう保証を買い取りとかという形で果たしてできるのかどうかということも、全部含めてちょっとお伺いしたいと思っております。

○松野政府参考人 お答えいたします。

十三年の十二月に特殊法人等整理合理化計画におきまして、いずれ公庫は廃止する、その途中の段階で公庫融資は段階的に縮減していく、最終的に独立行政法人が直接融資を続けるかどうかはその時点で判断するというところでございますが、途中の段階は、民間の今の短期固定あるいは変動のローンが出ていくわけですが、民間の住宅ローンと公庫の直接融資、それから公庫の証券化支援事業によるローンというものが併存するという形でございます。まだまだ、今、結構民間の今の短期

固定ローンあるいは変動ローンに流れてはおりますけれども、根強い公庫の長期固定に対するニーズもまだあるという現状でございます。

これを踏まえまして、段階的に縮小しながら、公庫の証券化支援事業によって民間の長期固定の住宅ローンが出ていくようになるということを想定しているわけですが、私ども、民間がそれを出しやすいうようにできるだけの努力をし、公庫とも協力し、また金融機関とも連携を図っていくべく今努力しているところでございます。

ビジネスとしても、それほど大変難しいという点でなくて、結構望みのあるビジネスではないかと思っております。今、銀行がいろいろ商品で、長期固定のローンをそろえて結構出てきているというお話がございまして、これは確かに品ぞろえとしては結構出てきておりますが、どうも、これを出した以上は、それを証券化市場に出して金利リスクをそちらでとってもらわなきゃいけないんですが、それほど大量に出ていくという気配はありません。したがって、多分ホールドした状態になっている可能性もある。

ということを考えてみると、やはり大量に安定して出すということになると、公庫による証券化支援事業が始まらなければ民間もなかなか出せない。したがって、現場の窓口では短期固定とか変動ローンをお勧めするしかないという実態ではないかと思っております。したがって、公庫による証券化支援事業が始まって、出しやすい環境を整備してあげれば、結構これは順調に伸びていくんではないか、こう思います。

どのぐらいになるかというのは、ちょっと今すぐにはお答えすることができませんが、少なくとも、長期的には公庫の今の長期固定にかわる、代替するものになるということを想定しております。

米国で三十年ぐらいかかっているという事は確かでございますが、一昨日の参考人質疑でも八田先生の方から御説明がありましたように、米国でも最近急激に進歩したのは、やはりコンピューターの世界の発達ということが非常に大きな貢献をしているということで、米国の経験とかそういったものの手助けとして、できる限り早い段階でこれを成熟させた市場にしていきたいというところでございます。

なおかつ、五年たった段階でどうしてもまだ足りないという事態があるときは、残すかどうかというのを全体を見て議論するということになるというふうにご考えております。

○玉置委員 一昨日の八田先生と松原先生と若干意見の違うところがありましたのは、市場形成のある時点で、逆に期限を区切つてこの証券化支援業務を打ち切るべきだ、こういう話をされておりました。

ですから、どこが成熟かどうかという判断は非常に難しいと思いますが、例えば五年間という一つの目標を定められたということでありましたら、その五年たった時点でどうするかという判断が必要だと思うんですね。私たちのこの附帯決議の中にも、ある時期にやはり見直すべきであるというふうな中身を書かせていただいたのですが、これは十分検討した上で判断するようにということなんです。その時点でどういうアクションをとるかということですね。

この辺については、とりあえず五年はやるよ、五年間を見た時点でもう一回考えようということなのか、あるいは、五年たつて、それからまた、なおかつ同じように進めていくのかという点については、どういふふうにお考えでしょうか。

○松野政府参考人 参考人質疑でも寺西銀行協会会長のお話でございまして、金融機関としては、公庫がどのように段階的な縮小を直接融資について図っていくのかというプログラムを示してもらえばやりやすいというお話がございました。

確かにそのお気持ちは理解できる場所ではございますが、一方で、私ども、公庫あるいは金融機関と協力して、できる限り証券化支援事業が順調に成長していくということを、最大限の努力をしたいと思います。一方で、まだこれから始まる

というものでございまして、国民の皆さんが困らないかどうかというものが最終的な我々の判断の根拠にございます。

したがって、一時的に骨を削るような形で公庫融資を急激に減らしていったら、なおかつ、その時点で、いわば市場がまだまだ、消化できる能力が実はこれぐらいだということでもまだ小さい段階で、例えば、金利が上昇傾向に振れ始めて、急に長期固定のニーズが膨れ上がってきたときに、公庫はもう引いてしまっているというふうなことではどうするのか。民間の証券化支援事業による長期固定のローンを、では、抽せんでもやるのかというふうな、そういう事態にならないように、ある程度の構えは、余裕を持って、国民の皆さんに安心していただけるような手だてはとっておかないといけないという判断がございまして、そういう私どもの気持ちも一方でぜひ御理解をいただきたいということを考えているわけでございます。

○玉置委員 五年先と考えれば、幾ら何でも日本の経済がもう上向いていないと日本はもたないです。そういうときに、いわゆる民間事業が拡大をされて企業関係にお金が流れるということであつた場合に、市場からでも住宅向けの個人にかなかなか集まらないのじゃないか、そういう心配をしております。これをどこで担保するかということがやはり大事だと思うんです。

それから、市場形成ですけれども、日本はアメリカに比べて本当に何分の一という小さい市場でございまして、どちらかというと株式に非常に多く流れるということなんです。その中でも、特に個人投資家も少ないわけですね。ですから、そういう形でやられるかというのは、逆に後でお聞きします。

まず、そこで、先ほどのお話にちよつと出ていましたけれども、寺西参考人の方からアクションプログラムを明示してもらいたいというお話がありました。これは、ある時期に本当に出さないと民間の長期計画は成り立たないのじゃないかとい

三

うこともありまうし、このスキームの中でどういう部門を分担すればいいのか、将来ともにそれが継続してあるのかどうかということもあるかと思うのです。この辺の、要するにアクションプログラムについてはどういうふうにお考えになつてゐるか、お聞きしたいと思います。

○松野政府参考人 この点については、先ほど申し上げましたとおり、一方的に公庫が急激な減少計画を示して、そのとおり実行することになつて、民間の住宅ローン、長期固定のローンを私どもとしてもできる限りの支援をしていきたいというふうに考えてはおりますけれども、それで急激に成長していつてほしいと願つてゐるところではございますが、一方的に、その結果として長期固定ローンがかなり不足するという事態にならないように一方では考えておかなければいけないということもございます。

したがいまして、計画的に、事前に何年は幾らにする、何年は幾らにするということではなくて、やはりその年ごとの金利の情勢とかいうことを判断しながら、また長期固定がどのぐらい選ばれてゐるかというふうなことも見ながら、実際には各年度の予算で考えていくということがやはり必要なのではないかとこのように考えております。

○玉置委員 年度年度で、ことしこのぐらい、来年このぐらいということでは、なかなか相手も対応しにくいだろうと思ひます。

この間の、例えばUFJの、今住宅関係のローンが一兆円あります、これを五、六倍に伸ばしたいとか、そういう予定はあるみたいでなければいけません、それも周りの様子を見ながらということになつてくると、そのときに借りようとする必要家の方々にとっては、先行き不透明の中で期待をするということになつてしまふので、非常にローンがおりにくいんじゃないかなというのを思ふわけで、そういう面では、ある程度長期方針を出していただいた方が今後進めやすいのではないかとこのように思ひます。

ちよつとお話がかわりますが、今七十二兆円あります公庫からの融資残高、その中で、この間ほかの方の御質問によりまして、破綻した部分が千四百億圓ぐらいあるのですか、そういうことがこの間お話が出ておりましたけれども、この証券化のスキームに乗つてしまつたときに、破綻をしたら、これはどうなんですか。要するに、扱いがどういうふうになるのか、その辺についてまずお聞きをしたいというのと、今破綻してゐるものはどういう扱いをされてゐるのかという部分をちよつとお聞きしたいと思います。

○吉井政府参考人 証券化支援事業を活用して住宅ローンを実行された場合、お借りになつた方が破綻された場合というお尋ねでございますか。

その場合には、基本的には、現在、金融公庫のローンにつきましては、先日もお尋ねがございましたが、いろいろな債務者についての支援策がございまして、私も、平成十年の閣議決定で、返済期間の猶予等の措置をしております。前回もお答え申し上げましたが、最近かなり大勢の方から御相談をいただきまして、いろいろな返済方法の変更等をやつておるところでございます。

証券化支援事業になりましたら、基本的には、融資を実行していただいた後、直ちに住宅金融公庫の債権になりますので、住宅金融公庫でできる限り、今までの債権と同じような形で相談に応じていきたいと思つております。ただ、若干、スキームとしてどのようなものが、具体的に全く同じにできるかということとは、なお詰めてまいりたいと思つております。

○玉置委員 今は金融公庫ですからつづけないことを前提にお話ししたんですが、実は、住宅ローンという、これは分類はちよつと定かではないんですが、いわゆる個人債務者が借りられていた金融機関がつぶれたということでRCC送りになつたものが今あります。この辺につきまして、どのぐらいそういうものがあるのかということ、それから、個人向け債権をどういうふうな処理されて

いるのかということをお金融庁にお聞きしたいと思います。

○五味政府参考人 お答え申し上げます。

RCCが破綻金融機関から譲り受けました個人向けの債権、これは債務者数で約六万件でございます。このうち住宅ローン債権がどれだけあつたかというのは、そういった集計をしておりませんので手元にご覧いただけます。個人としての債務者数で六万件でございます。

こうしたものの今後の処理ということでございますけれども、住宅ローンも含めまして、RCCが破綻金融機関からそうした個人向け債権を譲り受けるということになりました場合は、その債権の債権者が従来の破綻金融機関からRCCに変更になるということが起こるわけでございます。変更されるのは、この点、債権者がかわつたという点でございます。その住宅ローン等の債権の内容自体、約定内容ですが、そうしたものが譲り受けに伴つて変更されるわけではございません。

したがいまして、処理といたしましては、RCCは、譲り受け後は、破綻金融機関にかわりました、個々の契約に従つて、引き続き債務者から弁済を受けて回収を図る、こういう形になります。例えば、従来約定どおりの返済を続けておられた債務者の方は、原則として、引き続き約定どおりの返済をRCCにさせていただく、こういう形になるわけでございます。

○玉置委員 今回の証券化をした後に金融機関がつぶれた場合、扱いが同じになるのかどうか、この辺はいかがでしょうか。これは吉井さんですかね。

○吉井政府参考人 先ほど申し上げましたが、証券化支援事業におきましては、民間金融機関から住宅ローンをお貸し出した場合、同時に住宅金融公庫の方に債権が移つてまいります。したがいまして、その後住宅ローンをお貸した民間金融機関が破綻したとしても、その住宅ローン債権には法律上特段の影響はないものと思つております。

○玉置委員 先ほどからお話の中で、債券市場の話は私にしているわけですが、この債券市場、これは金融庁の分野もあるわけですね、証券、債券の市場。これは、監督局長で多少、お答えできればお願いしたいんです。

というのは、市場形成の中で、今回のものが全体、社債とかいろいろありますよね、そういう商品とかを考えた場合に、市場の中のウエイトがどういうふうに変動していくか、それだけの影響力があるのかどうか、その辺について、もしわかればちよつとお答えをいただきたいんですが。

○五味政府参考人 お答えをいたします。

貸付債権、いわゆるローンの証券化というのは、アメリカなどでは非常に活発に行われておるわけで、そのためのマーケット、いわゆるセカンダリーマーケットと言われるものも非常に発達をしておりますが、我が国の場合には、まだそうした市場は未発達という状況にございます。したがつて、債権のいわゆる流動化というものは行われますが、これが流通できるような、いわゆる証券化と言ふに値するようになるためには、まだまだ市場が未熟であるというのが現状であると思ひます。

そこで、住宅ローンに関連して申しますと、この住宅ローン債権というのは、先ほど来お話も出ておりますけれども、住宅公庫さんでも非常に回収がよいわけで、皆さん、まじめにお返しになります。個人向けの債権というのは、利ざやも割合取れる、収益性の意味では期待のできる分野であるということ、それから、長期固定の貸し付けというものも当然必要になります、そのためのALMの技法というのを発達をしておりますし、金利等のスワップによつてこれをヘッジしていくというふうなこともどんどん発達をしております。

したがつて、住宅ローン市場というのは、民間銀行にとってはこれから大いに発展していく市場であると同時に、証券化というものに非常になじみやすい、利ざやが比較的適正に取れてゐるとい

うことと、長期でありますので、これを別の形でヘッジしたりしてお金を回していくのも非常になじみやすいということで、証券化が非常に期待されるものであります。

実は、現在、金融庁の方でも、金融再生プログラム、昨年の十月に策定いたしましたものに従いまして、貸付債権の証券化市場を今後発展させていくためにどういう基盤整備をしたらいいかということ、全銀協それから住宅公庫さんの御協力をいただきまして勉強会をしております、一応の報告も出しましたので、さらにそれを技術的に詰めていくための専門的な検討に入りました。

私、これは個人の見通しでございますけれども、住宅ローンに関連する証券というのは、これを皮切りにして日本の貸付債権の流動化市場というのが大いに発展をしていくことになるであろうということ、大変重要なものであると思っております、将来性が高いと思っております。

○玉置委員 今は一五%ぐらいですかね、全体の流通している金融の中での。アメリカだと四〇%以上占めているわけですから、それが株式にかわる投資先として拡大されていけば、投資家にとつてはかなり安定した財源というか、収入源になるといふふうに私は思うんですが、言われている割には全然伸びなかったというのは、やはり商品がなかったということですかね。そうだと思います。

そういう意味で、五年をめどにということなんですが、私は、先ほどの松野さんのお話とか大臣のお話を聞いておまして、アメリカが三十年かかって、何で日本が五年でできるんだと、まず一番先にそれを思うんですね。

この間のお話だと、コンピュータの発達によって情報ネットワークが非常に即座に確保できるということが一番大きい。それから、アメリカが苦勞されてきた技術ノウハウを日本がある程度見ながらやってきているので、それを使えるというのがあるということなんですが、では、逆に、金融庁に、五年のめどというのは果たして可能か

どうかというのをちよつとお聞きしたいと思ひます。

○五味政府参考人 これは、五年ぐらいではやっていたかかないと、国民経済上もよろしくないといふふうに思っております。

お話にございましたように、金融技術が非常に急速に発展をしておつて、この技術そのものは世界に均てんされているといふますが、少なくとも、日本は米国等の金融技術というものを導入いたしまして経営できる形になっておりますから、そういったIT技術あるいは金融技術、情報化といったものが未発達な段階でアメリカがいろいろトライをしてきた状況に比べると、日本は今、基盤としては恵まれた状況にあるわけでございますので、五年という期間が決して無理な期間ではないはずですし、もしそれで何か困難が生ずるようなら、逆にその困難を克服するための施策を金融庁としてもとつていかなければいけない、こういうふうな考えております。

○玉置委員 この流れの中で、市場形成の柱になるのはだれなのかというのと、それから、例えば今回の証券化支援の大枠、どの程度考えて市場に出していくのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

私たちは、どちらかというと、日本の場合、機関投資家がまずいろいろなところにいるいろいろな分担をして、それが動き出して、徐々に徐々に個人が入っていくかというところが今までの市場形成のパターンだったと思うんですが、その辺の一つの流れを御説明いただきたいと思ひます。松野さんですかね、大臣ですかね、では、お願いします。

○松野政府参考人 主役がだれになるかという、この市場を形成していくときのあれですが、最初の融資は民間の金融機関がおやりになりますので、そういう意味での主役の一人でございます。それを、例えば買い取りでスタートいたしますと、買い取りをして証券化市場に出して資金調達するという公庫がその次のプレーヤーとして出てまいります。その証券化市場でそれを買ひ取ると

いう機関投資家の方々、今現在ですと、これは通常の債権と異なりまして毎月の元利金のフローがあるというようなこと、それから、住宅ローンの特性として、金利が動いたときに、特に低下したときに繰り上げ償還ということがございます。

したがって、少しずつ毎月の元利金に変化したります、そういううちよつと複雑な面があるものですが、今のところ、機関投資家に買つていただくということでございますが、いずれこれが大きくなつてまいりますと、次の段階として、いわゆる証券化市場の中の二次市場といひますか、従来買つてある債権を今度加工いたしまして、特徴のある商品として、ローリスク・ローリターン、これはずっとホールドしたまま、いわば将来の、老後のための蓄えといひますか、そういった意味でお買ひになる方がいらつしやるでしょうし、それからミドルリスク・ミドルリターン、それから、かなり金利の部分に着目したハイリスク・ハシリターン、こういった商品の開発が行われて、アメリカではそういう実態になっております。そういうニーズに応じた商品開発が行われて、そこに個人投資家が参加してくるというようなことになろうかと思ひます。

将来、公庫の機能を代替する形では、できるだけ早く大きな市場になつてもらいたいと思ひますが、公庫の機能を代替する規模としては、公庫がかつて長期固定を供給してきたその規模まで到達していただければいいということですが、今までの毎年のフローで最大のところは十兆円ですが、これは建設戸数も非常に大きな時代のことでございまして、それからそこまではいかないにしても、数兆円というようなどころまで成長していくということも期待されるのではないかと今ふうに思つております。

〔委員長退席、菅（義）委員長代理着席〕

○玉置委員 逆ざや現象についてちよつとお聞きをしたいんですが、住宅金融公庫が財投資金を活用されて、これを利用者に貸し付けを行つてきたということですが、平成八年ぐらいから逆ざやになつて、これは一つ、繰り上げ償還といひます

か、こういうのもありますし、逆に、借りたときの金利と貸し出している金利とが明らかに逆ざやになっているということなんですかね、比較で。そういうことで、二つの現象があります。

片方の繰り上げ償還、期限前の繰り上げ償還については公庫さんの問題だと思ひますが、この逆ざやにつきましては、八年からもう既にずっと続いているわけでございます、少なくとも七十二兆円の中の大部分が今のまゝいきますと逆ざやだと思ひます。

そういう状況の中で、当分の間、将来ともにこの逆ざやが続くといふような現象が今起きているということに対して、国庫からの補給金という形で今住宅の方に出されているのと、あと、公庫債を発行されているということと穴埋めがあるわけ

で返せといふのはわかるんですが、明らかに長く続くような場合に何か方法を考えなきゃいけないんじゃないか、こういうふうな思ひんですが、財投の責任者として理財局長に、公庫だけじゃないと思ひますよ、今の償還の実態は、国債もそうですよね、実際の。その辺を含めて、財投資金のこういう貸し出しについての制度をどういうふうにお考えになつていらっしゃるかというのをお聞きしたいと思ひます。

○寺澤政府参考人 お答えいたします。御指摘のように、長期固定の資金を貸し借りする、融通をする場合には、長期金利が低下局面になりますと、債務者の方は繰り上げ償還をするということが有利になりますけれども、貸し出しをして

している者につきましては、貸し出し側につきましては、長期の資金調達をして長期に貸しているということですから、その繰り上げ償還が行われますと、そこにコストが発生いたします。したがって、そのコストをだれが負担するかという問題が出てくるわけでございますけれども、民間におきましては、長期固定で資金の貸借を行

います場合には、一般的に、金利の低下を理由とする繰り上げ償還というのは認めていない。そのコストが償えないからでございます。

住宅公庫の場合には、政策といたしまして、住宅ローンの借り手が繰り上げ償還することを認めております。したがって、では、そのコストをだれが負担するかという問題が出てくるわけでございしますが、それは、現在は住宅公庫が負担をすることになっているということなのでございしますけれども、では、それを財投である私どもが負担できるかということが次に問題になる、御質問の点だろうと思うんです。

財政融資資金は、御承知のように、政府の信用に基づきまして、最も有利な資金を財投債等の形で調達をいたしまして、その金利を、調達した金利で貸し出しをする、つまり、利ざやをとらずに長期固定の貸し出しを行っているわけでございします。そのことによつて、最も低利で、かつ長期の良質の資金を提供しているということでございますので、繰り上げ償還を受ける場合のコストを負担できるという構造になっていないわけでございします。

現在は、住宅ローンの借り手が繰り上げ償還をすることについて、七兆円前後でございますけれども、それを政府がコストと認識して、いわゆる政策コストということで負担をしているということではございません。ただ、資金的には繰り上げ償還を受けることは現在行っておりますが、その際には補償金をお支払いいただくという形で私どもは資金の繰り上げ償還に対応しているというところでございます。

○玉置委員 想定されたときの金利がどの程度かというのは国債とも連動するわけですが、私たちが大蔵委員会でもいろいろやっているところに、六・八%とか非常に高い国債の利率、あれは八・八までいったのかな、何かすごい、今から考えるとうそみたいな数字ですけども、アメリカは当時一五%ぐらいだったと思うんですね。そ

ういう高いときに金利自由化の話があつて、金利は絶対、我々は今の金利より上がると思つたんです、当時は。それがだんだんと減つてきて、もう一・幾つとか、とんでもない数字ですけども、余り利息が少なくて金融の意味もなくなつてしまふんではないかという心配もあるんですが、借り側からすると安い方がいい。

当時の金利と今とトータルしてプールしますと、いつも一定であればいいんですが、将来ともにもうちよつと年数がたつと、安い方にトータルで移行していくというふうな感じがするわけですね。ですから、プールした中で考えて、調整金利的なもの、さっきのコストがありましたけれども、それを絶えず計算されて、その部分から拠出をするということではできないのかなというふうに思ふんですが、その辺は技術的のいかでしようか。

○寺澤政府参考人 お答えいたします。

今、アメリカの国債の例を挙げられましたけれども、我が国でも、過去に高い金利で発行した国債を市中で買入れ消却を行つておりますが、その場合には、額面百円ではなくて市場価格、その金利のもとで前提とされる債券の価格で買い取る、時価で買い取るわけでございます。それは、例えば百二十円であつたり百十五円であつたりするわけですが、それによつて債権者、債権の所有者に対して不測の損失を与えないという形にしておるわけでございます。

例えば、住宅金融公庫でも債券を発行しておりますけれども、繰り上げ償還をする、つまり買い戻すわけですが、その場合にはやはり高い市場価格で買うという同じでございます。

それで、今先生がおっしゃいました、それでは財投がそういうコストを負担するように貸出金利を上乗せして、それである程度資金を持つていければいいではないか。それは一つのやり方であろうと思ひますけれども、その場合には、私どもが住宅金融公庫に貸し出す貸付金利が、現在よりもそのバッファ分だけ高くなるということですか

ら、いずれにしても、住宅公庫に発生する政策コストは同じになつていくというのが金融的には言えるんじゃないかと思ひます。

○玉置委員 短期的に見ればそうなんですけれども、長期でプールしておけば、その変動の中での行つたり来たりの話ですからという意味で私は申し上げたわけで、ずっとそうなつていけば、ある程度カバーできたかなということなんです。だから、ある程度そういうものをこれから先考えてやつていく必要があるんじゃないかなというふうに思ひます。

ですから、全く出と入りが同じだということではなくて、若干の変動分とか経費分とかというものは、やはりそこに負担すべき当然の理由がある、こういうふうに考えるので、きょうはちよつと時間がないので言ひませんが、また今後も検討していただきたいというふうに思ひます。

これは、この間から大臣の方も、逆さやはどうしようもないんですよとおっしゃるので、どうしようもないのではなくて、やはり長期的に見て考えていかないとけない部分ではないかというふうに思ひます。そういう面で、ぜひお願いをしたいというふうに思ひます。

それから、ちよつと時間があと余りありませんので、かいつまんで、要点だけでお聞きをしたいと思います。

これは、金融庁がおられるときの方がいいのかな、こういう証券化が進んでまいりまして、市場がある程度形成をされるということになりますと、先ほどのお話の中にもありましたように、将来の不動産に対する証券化とか、それから貸しビル本体に対する証券化とか、こういうものが考えられるのではないかと。

私たちは昔から、土地証券という話を何回となく研究したことがあるんですが、余りにも投機対象になるということで、当時はアウトになりましたけれども、やはり、長期の資金が寝てしまふことに対するカバーをしようとするれば、証券化というのは非常にいいアイデアだと思ふので、こうい

う面で、ある程度定着した場合に、不動産そのものの証券化とかあるいは貸しビルの利用権というものについての証券化とか、あるいは長期債務に対する証券化というものがもうちよつと拡大されていくのではないかとこのうふに思ふんですが、この辺についてはいかがでございましょうか。

○松野政府参考人 不動産の証券化は大変重要な課題だと思ひます。また一方、特に千四百兆円に上ります個人金融資産がございします。これを不動産市場に振り向けていくということで、大変強力な買い手が出てくるということでございします。そのことによつて、不動産取引が活発化する。結果として、都市の優良な建築のストックというようなものができていくという効果があるのではないかとと思ひます。

不動産の証券化につきましては、これまでも不動産特定共同事業あるいはSPCを活用して進められてきたところでございしますが、平成十二年、投資信託法等の改正によりまして、いわゆるJ-REIT、不動産投資法人の設立が可能となりました。

これらによりまして、不動産証券化全体の市場規模は、平成十三年度末で、六兆四千億円に上つてきております。

J-REITにつきましては、一昨年の九月に初めて東京証券取引所に二つのJ-REITが上場されておりますが、その後、現在では合わせて六つの投資法人が上場しております。合計九千億円の不動産が投資法人により取得されているということで、順調に推移しているのではないかとと思ひます。

国土交通省としても、今後とも不動産の証券化の促進に向けまして、税制の整備でありますとか、普及啓発活動、あるいは投資判断を行う運用会社に対する指導の実施等に努めてまいりたいと考えておるところでございします。

○玉置委員 今国土交通省のお話でございしますが、債券市場とかいう面で見たとときに、金融庁はこの証券化問題についてどういうふうにお考えに

なっているのか。さつきちょっと説明がございましてたけれども、具体的にもうちょっと踏み込んで言っていたらあればありがたいんですが。

○五味政府参考人 お答えいたします。

債権の証券化と申しますのは、金融のモデルでいいますと、市場型金融モデルというのに当たるものでありまして、日本が戦後、経済復興の過程で、あるいは経済成長、高度成長の過程で、大いに活用してまいりましたいわゆる産業金融モデルといったものと対置させられるものであります。昨年九月に発表されました日本の金融の中期ビジョン、金融庁で取りまとめをいたしましたけれども、この中でも、これからの金融というのは、市場型の金融モデルと産業型の金融モデルを複線的に活用していくということが非常に重要である、こういう位置づけになっております。

その中の市場型金融モデル、つまりマーケットでの洗けを受けることで金融というものを真に必要なところへお金が回るようにしていくというやり方について、非常に重要な要素というのが債権の流動化であり証券化である。そして、その証券化市場を活性化するというは育成をしていくことであるというように述べられております。

お話にありましたような、もちろん、今御説明のあった不動産の証券化だけでなく、さまざまな商品というものが証券化されている。なかんずく、日本経済の中で非常に大きなウエートを占めておりますいわゆる貸付債権というものが、証券化になじむものについて、これがどんどん証券化され流動化されていくということは、資金調達の多様化ということに資する。同時に、投資家の皆さんにとつては投資機会の増大ということで、間接金融に頼り過ぎて現在の構造を直接金融と適切なバランスに持っていくって、日本経済をマーケットの洗礼にさらし競争させることで発達をさせていくということに非常に資するものですので、どこまでお答えになったかわかりませんが、非常に重要な課題として、私も、この証券化あるいは証券化市場ということに取り組んでまいりたいという

ことを考えております。

○玉置委員 本日は、国債がこれからどういうふうになる、消化されていくときに有利か不利かということもいろいろお聞きしたかったんですが、ちょっと時間がありませんので、最後に一点、私どもの同僚議員の方から何回も出ておりますが、中古住宅市場の整備とか、それから、新規になりまして品質確保のためのチェック機能とか、そういうものが、要するに証券化という流通の中で、商品の保証という面から見ると必要じゃないかというお話が出ております。

これについて、国土交通省としてどうお考えになっていらっしゃるのか、その辺を聞いて終わりたいと思います。

○松野政府参考人 中古住宅市場の整備というのは、我が国の住宅市場の中で大変重要なことから課題でございまして。

委員御存じのとおり、米国のあたりと比べますと、大変新築に偏った市場になっておりまして、中古流通市場が大変規模が小さいということでございます。また、中古住宅の価値の低減というのが経過年数に応じてかなり大きいという市場でございます。米国のあたりの安定した、しっかりと中古市場にぜひ持つていかねばいけないと思います。

そのために、既に住宅性能表示制度、これは新築住宅を対象にしてスタートいたしました。昨年、年末から中古住宅にも適用するということが、消費者がその性能をよく見ながら、安心して買える市場を整備していくことを実施してきております。

また、宅建業者の方々の価格査定マニュアルにつきましても、従来、いわば通り一遍に、経過年数が幾らだと大体幾らぐらいというふうな考え方でございましたが、これを、その維持管理状態等を含めて評価するというようなマニュアルに変えていったというふうなことも実施しております。

また、証券化支援事業の中でも、公庫が果たし

てきた質の確保をやはり守っていくというような運用ができるような体制にしていこうということを考えております。

また、中古市場は、現在のスタートする証券化市場ではまだ対象にはしていませんが、いずれ中古市場のしっかりとした市場が整備できて、この評価の手法が確立されてきたら、その債権についても一定の評価が得られるということになりますので、中古住宅もこの証券化市場の対象に持つていきながら、それとあわせて中古住宅市場整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○玉置委員 長時間にわたって、金融庁、財務省、あたりがとうございました。これから市場形成のためにぜひまた御協力いただきますようよろしくお願ひします。

ありがとうございました。終わります。

○菅義委員長代理 赤羽一嘉君。

○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案の審議が一応これで、一番最後ということでございますので、きょうは、与えられた時間、繰り返したくなるような総括的な質問から始めさせていただきます。これまでの日本の住宅政策の中で、その住宅政策を支えてきた住宅金融公庫による直接融資が果たしてきた役割を、今回の制度改正の中でどうやってその役割を担っていくのかということが今質問として、住宅金融公庫の直接融資が果たしてきた役割とは何ぞやと。

全銀協の報告などでは、官業ゆえの特典だとか、全国民の負担による一部国民への見えざる所得移転だという非常にネガティブな評価があつて、私は先日の参考人質疑でも、これはちょっといかがなものかというような発言もいたしましたし、住宅金融公庫の当事者の皆さんからしても、もうちょっと言いたいこともたくさんあると思いますので、吉井理事でも局長でも結構でございます。

すが、思いのたけを、最後の御答弁になると思いますので、ゆっくりにしていただければと思います。

○松野政府参考人 住宅金融公庫の果たしてきた機能、これは大変重要なものでございまして。戦後、建設戸数、住宅が約五千五百万戸ぐらいというふうになられておりますが、その中の約三割、千八百数十万戸につきましては公庫が融資をしてきた。いわば国民に大変期待され、その役割を担ってきた。

マイホームを取得するというのは、多額の資金が必要でございます。したがって、長期固定の融資というものがなければ計画的な返済計画も立てられないということで、公庫の持つております長期固定融資機能というのは大変重要な役割を果たしてきましたし、質の面におきまして、公庫の住宅は安心して購入できる、建設できるというふうなこともございまして、そういった面。

さらには、最近では、バリアフリー化あるいは省エネルギーといった政策的なことにつきましても基準金利の適用条件にするというふうなことで、政策的な推進をこの公庫の融資によって果たすことができたというふうなことでございまして、これまでの公庫融資というのは大変大きな役割を住宅政策の中で果たしてきたというふうなことでございまして。

○赤羽委員 その住宅金融公庫が果たしてきた、いわゆる超長期の固定金利による国民の住宅取得を推進してきた、こういった場面、この制度を変えるわけですね。

一方では、その評価の中に、マイナスの評価としては、民業を圧迫してきたとか国の財政赤字をつくってきた、こういった批判がある。そこをちょっと究極的にいいますと、要するに、制度を変えることによって、今まで果たしてきた役割、今局長の答弁があつた役割がそのまま移管できるのか。制度改革によって、これまで果たしてきた役割が一〇〇としますと、一〇〇全うでき得なくてもそれはやむを得ないと考えているのか。その

辺はどういうような認識に立っていらつしやいますか。

○**副國務大臣** 今、赤羽議員がおっしゃいますように、我々は、今回の法案で住宅金融公庫というものの民営化ということで、真に今借りている人、また、住宅ローンを当てにして将来を計画していた人たちの夢を壊すことがないようにというのは、私は、この法案を提出しました最初にお答えしたと思いますけれども、そのまま移管できるかどうか。今まで住宅金融公庫の果たしてきた役割、いろいろありました。けれども、御存じのとおり、このままでいけば、全部国が保証すればそれは間違い、そして安心だ、長期、低利、固定、これができるかどうか。

そのためには、今回あわせてお願いしております証券化ということも、これは初めてのことでございます。先ほど玉置委員からもお話が出ておりましたけれども、将来、この証券化というものが、アメリカでは既に大きな役割を果たしていますけれども、日本では住宅ローンの証券化ということが初めてでございますから、そういう意味では、今おっしゃったように、住宅金融公庫の果たしてきた役割がそのまま不安なく民間の皆さんに、あるいは民間業者としてもできるようにということの保証のために、この証券化ということも私たちは御提出しているわけでございます。

御存じのように、先ほど玉置委員からお話が出ておりましたように、今の日本の国債というものを、アメリカに比べて日本は国債もまだ少ないわけでございます。二百九十九兆円、アメリカは三百七十二兆円。けれども、この証券化というものを、さつき御議論いただきましたけれども、これは私たちは初めてこの証券化ということに取り組んで、今おっしゃったような、今までの金融公庫と同じようなものにこの証券を育てていこうというふうに考えているわけでございます。

ですから、そういう意味では、今アメリカで既にこの証券化というのは、先ほど玉置議員から五

年でもいいかというお話ができましたけれども、アメリカの場合は一九六五年から三十年かけて、今アメリカのこの証券業界というのは四百五十五兆円に育っているんですね。ですから、アメリカの三十年で四百五十五兆円ということからすれば、玉置議員の五年でいいのかわかるといふ話も、金融庁も理財局も言っていましたけれども、私はそういう意味では、今回は、今、赤羽議員がおっしゃった、個人に、民間の皆さんに安心してもらえるように、裏打ちのためにこの証券化もあるんだ、これはセツトなんだというふうに考えていたでいて、今までお借りいただいた皆さん方、また、今後お借りようとする、民間が今、十、手を挙げておられますから、これがもつと多くなつてお互いに競争して育っていくこと、そして証券化という事で裏打ちができるということ、両立して不安をなくしたいというのが今回の大きな願いでございます。

○**赤羽委員** ちよつと繰り返しますが、証券化をするために支援業務をされるわけで、そのプロセスというのはいろいろな問題があるというのは議論されてきたことではあります、その難しいプロセスを越えて証券化というのが現実のものとなつてある程度の規模のマーケットができたとしたら、住宅金融公庫が行ってきたような、超長期、固定、低金利によつて国民の住宅取得が促進されてきた、こういった同じようなものが実現できると考えているのか。

そうではなくて、超長期、固定、低利ということと自体が非常にノーマルじゃないんだという主張がありますね。そもそもそういったこと自体がおりかしんだと。これは資本主義経済としてはあり得ないんだという論があつて、今までがちよつと、戦後の日本の住宅政策という特殊事情から行われてきた住宅金融公庫の直接融資という特殊な政策であつて、今後はちよつと違うんだよ、こういうことが本音なのか。

いや、そうじゃなくて、今、大臣御答弁あつたように、今回の証券化というものが立ち上がつて

ある程度の規模のマーケットができれば、今までと同じような住宅取得、国民の取得容易性ですか、アフオーダビリティーの向上というのは担保されるというふうに考えられているのか。その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○**松野政府参考人** 長期、固定、低利、公庫が出ておりますものが証券化支援事業でどの程度代替できるかというのがまず第一の問題だと思ひますが、現在既に、ほぼ同じ仕組みで、公庫がみずからの資金調達のために財投機関債という形で、同じスキームで証券化をスタートしております。これは今は、例えば初年度十年間二・一五とかで十一年目以降三・五というスタイルで長期、固定、低利が出せているわけですが、これは実は、税金をつぎ込まないで今できております。

したがひまして、これは公庫がいわばその信用力を背景に証券化支援をするということで、相当長期、固定、低利というのが実現できるといふことがわかつてきております。したがひまして、このスキームを使って民間に出していただくことで、かなりの部分は公庫の長期、固定、低利を代替していただけるのではないかと見通しがあります。

その結果として、公庫が担ってきた質の確保の面、公庫が義務づけをしております、基礎基準と言つていますが、これは証券化支援事業の中でも確保していただくということですから、そこは、そういうことでかなりの部分が実現する。

あとは、政策的に従来公庫がカバーしてきましたまちづくりの部分あるいは災害対応の部分、こういったものが住宅政策として全体必要なんだけれども、五年たつたときに、証券化支援事業だけでは本当にカバーできているのかどうか。それは、その時点で住宅政策として切り捨てるといふのではなくて、その住宅政策を実現する上で、証券化支援事業でカバーできていない部分がどのくらいあるのかということをよく見なきゃいけないということ、それにかわるやり方が税制だとかその他の方法であり得るのかということも一方で総合

的に検討してみても、その時点で判断をするというようなことになるのではないかと。

したがつて、住宅政策の基本的なあり方を変えたいというのではなくて、それは維持したまま、保持したまま、技術的にどんなことが可能なのか、あるいは、直接融資でどうしても担わなければならない部分があるのかどうかというのをその時点で判断したいという基本的な考え方でございます。

〔首義委員長代理退席、委員長着席〕

○**赤羽委員** 今の局長の御答弁にもあつた件でございますけれども、この前の参考人で八田先生も御指摘になりましたように、住宅金融公庫の果たしてきた役割というのは、資金的な面だけではなくて、住宅金融公庫が、融資対象である住宅について、地方公共団体等に委託をして、設計段階でまず審査をしている。また、直接現場に行つて、工事内容が今言われたような一定の技術基準に適合しているかどうかの審査も行つていく。こういった物件審査機能、公庫が果たしてきた役割のこの機能を証券化支援業務の中で、いまだ一度の御答弁になるかと思いますが、機能が担保されていく、そのように認識されているのかどうか、重ねて。

○**松野政府参考人** 質の確保についての御懸念でございますが、先ほど申し上げましたとおり、公庫の義務づけをしております基礎基準については、証券化支援事業でもその質の確保をしていきたい。

問題は、その担保があるのかということですが。これにつきましては、証券化支援事業の対象となるものにつきましては、例えば公共団体の場合もあるかもしれませんが、ベースは、民間の確認検査機関とか住宅の性能評価機関、このあたりを活用していただいて、そうした要求した水準を満たしている、基準を満たしているという証明書を発行していただいて、その上で買い取りをするとか、そういったことで実施面でもこれを担保していきたいというふうに考えております。

○赤羽委員 同時に、住宅金融公庫の直接融資で、住宅の耐久性の向上とか省エネルギー化とかバリアフリー化に対しての融資条件とか貸付金利で優遇政策を、政策誘導されていきましたね。こういった機能についてはどのように考えられておるのか。

○松野政府参考人 先ほども申し上げましたが、要するに、基礎基準につきましては、公庫が義務づけておりますので、同じものを義務づけまます。ですから、問題は、公庫で優遇措置をしてい、その誘導している誘導基準はどうなるか、省エネルギーあるいはバリアフリーといったものでございます。公庫で義務づけていないものを証券化支援事業で義務づけるというのは非常に難しい問題でございますので、その部分は、では、今後どうするかということでございます。

バリアフリーにしても省エネルギー化にしても、公庫の基準金利の条件にすることによって、急速に世の中に普及してまいりました。これが五年たった時点でどういう状況になっているか、つまり、もう一般的なものになつてきているのかという点も見なければいけない。どうしても政策的に何かの措置がないとこれはできないのではないかとという状況であれば、その時点で、直接融資でそれを担うのか、あるいは税制その他の手段で担うのか、そういった点もあわせて総合的に評価をして議論していただくことになるというふうに考えております。

○赤羽委員 マンションのときの議論でもありましたが、住宅の長命化というが質的向上を図つていこうというのは、これは本当に、今の国交省の住宅政策の中心でもあると思いますし、ぜひ、今回の住宅金融公庫のこの変化に伴つて、バリアフリー化や省エネルギー化、また、質的向上が途絶えないような形で住宅政策として取り組んでいただきたいということを強く申し入れをしたいと思います。

ちよつと外れますけれども、今回の住宅ローンの担保証券の市場の整備化は、アメリカは、そう

いった証券化とともに、税制面、住宅ローン利子所得控除制度、こういった税制制度で持ち家の取得支援を行つております。今回、日本もアメリカ並みの税制による持ち家取得支援が必要というふうに考えますが、この点についてはどのようなお考えでしょうか。

○松野政府参考人 我が国は、今、住宅ローン減税制度、借りてから十年間でございますが、一%相当額を税額控除するという仕組みをとっております。最高年間五十万円、最大の場合は、したがって五百万円の減税になります。

この制度で一%減税するというのは、今のこの低金利時代ですと、二、三%あるいは一%、この時代ですから、米国の利子所得控除制度という、税額控除ではなくて所得の中からその分控除する。そうすると、税率によつて、人によつて違うわけですが、かなりの税率の方にとつても、今の一%をストレートに控除する方が有利なケースが非常に多いということもございします。それから、今申し上げましたように、利子の所得控除するというやり方は、税率の高い方、つまり高額所得者の方が割合有利になるというようなことも指摘をされております。その辺の議論もあるかと思ひます。

いずれにしても、現在の住宅ローン控除制度がごし十二月で切れますので、その後の住宅減税の制度をどうするかということは、今御指摘のありましたような米国の制度も含めて、総合的に検討していくべきではないかというふうに考えております。

○赤羽委員 ありがとうございます。

それでは、証券化に対していろいろ懸念する意見があるので、そのことについてどのように考えられているのかということ、一つ二つお聞きしたいんです。

アメリカで証券化が盛んになったのは、そもそもアメリカの銀行の規模の小ささにある。つまり、小さな銀行がその地域の人たちだけに住宅ローンを貸していたらその地域がどうなるかわか

らないという大きなリスクがあつて、そのリスクを証券化してみんなに広く負担してもらうという意味で需要が大きかった、日本と状況が違うんじゃないか、こういった指摘についてはどのような御見解でしょうか。

○松野政府参考人 確かに委員御指摘のように、地域の金融機関が持つております債権、これは地域によつては、例えば不況の地域とかそういうところで、債権として割合評価が低くなるような地域だったりすることがあります。したがつて、そのままでは買取つて、むしろ一つの全国的な機関がそれを買い取つて、いわば大数の法則によつて平均的な姿として証券化市場に出すということが可能なので、米国でも、ファニーメイのような機関が全国的な規模でこれを買取つて証券化するという手法をとつております。

我が国でも、地方の金融機関がございします、また一方、御指摘のように、かなり大手の金融機関もございします。ただし、大手の金融機関も中小の金融機関も、証券化手法をとらない限りは長期固定のローンを出すための金利リスクをとれない。自分ではとり切れないものだから、金利リスクは証券化市場でとつてもらうということがどうしても必要になります。地域の問題だけではなくて、長期固定を出すための金利リスクをどうしてもその手法でとらざるを得ない。したがつて、大手も各地方の中小の金融機関も含めて、この手法によつて初めて長期固定ローンを安定的に出せることになるということだと理解しております。

○赤羽委員 また、証券化のこういった市場が本当にうまく機能するかという懸念で、慶応の吉野先生は、これは住宅局長に質問するのが適當かどうかは別なんです、日本の金融機関の場合は、良質な住宅ローンのお客は自分のところで持つていたい、こういう気持ち強い、結果として、流動化される証券というのは余り良質じゃないものが出回らんじゃないか、こういったことで、実際市場がファンクショナルじゃないんじゃないかという御意見もあるようですけれども、その点に

ついでの御見解をお伺いしたい。

○吉井政府参考人 お答え申し上げます。

証券化支援事業が始まつた後、民間金融機関は、それぞれ多分、今でも出しておるような住宅ローン、いろいろな商品を並べて提供することになると思ひます。ただ、証券化支援事業として募集したものはすべて金融公庫に売つていただきますので、その中で一部は自分のところにとつておくということではできないような仕組みにしたいと思つておりますが、そもそも、お客様に対してそれぞれの銀行の自らのローンをお売りになるということは十分あり得ることだと思ひます。

ただし、考えてみますと、民間金融機関が出しておりますローンの中心は、変動金利型でございますとか、二年または三年、せいぜい五年ぐらいの短期固定の金利のものでございします。長期固定のローンは銀行の資金調達の上から出せないというふうなことで証券化支援事業は始まつたわけでございますので、長期固定の住宅ローンにつきましては、証券化支援事業が始まりましたら、こちらの証券化支援事業によるローンを活用していただけるものと思つております。

○赤羽委員 それでは最後に、中古住宅市場について質問をしたいと思ひますが、日本において中古住宅市場が発達してこなかった理由の一つに、住宅金融公庫が中古住宅への融資というのを結果として大変制限してきたこと、こういった指摘があるわけであります。

私は、既に今の住宅戸数、既存の住宅戸数が日本の世帯数を上回つています。そういう意味では、ある意味ではこれから新築の住宅のマーケットというのが余り、少子化でもあるし、どれだけ拡大が見込まれるのかという点、そんなに明るい話でもない見通しがある。そうした場合に、中古住宅の流通というものを本当に真剣に考えていかなければいけないんだというふうに思ひますが、今回、証券化についてもどうあらず新築だけが対象となつて、中古住宅というのは対象から、懸念事項としてですか、将来に対象とするというよう

な考えだとも聞いておりますけれども、中古住宅の市場化というのはそんな簡単なことじゃないし、大きな制度変革の中ですます取り残されてしまつてはどうかと非常に心配もしておりますが、この点について御見解をいただいて、終わりにしたいと思います。

○松野政府参考人 確かに、我が国の中古住宅への融資、かつて住宅金融公庫も、新築に比べますと中古住宅への融資の条件は悪かったという時代がございますが、近年、中古住宅の中にも優良な維持管理されたものがございまして、新築と同様な扱いをしていくということで、ほとんどイコールフットイングになってきております。あわせまして、中古住宅の性能表示も昨年の年末から実施できるようにいたしました。それから、中古住宅の価格査定マニュアルも改正していただいて、維持管理の状況も適切に判断材料にしていだくだというふうに変えてきております。

我が国の、新築が主たる市場であるような住宅市場から、これから大いに転換していかなければいけない。米国は新築住宅の三倍から四倍の中古住宅市場がある、我が国は逆に新築住宅市場の十分の程度しかないという、全く逆の市場でございます。これを大きな中古住宅市場に持つていくことによって、米国も、そういう全体の中古住宅市場の大きな循環の中で証券化のローンが使われております。

我が国もいずれそういうことに持つていかなければいけないということで、当初は新築住宅を対象にスタートいたしますが、今申し上げましたような中古住宅の整備をしてしっかりと中古住宅市場に持つていきながら、中古住宅の評価も確実にできるといふところに持つていって証券化支援事業の対象にするということで、中古市場のますますのいわば育成を図つていきたいというふうに考えております。

○赤羽委員 中古住宅市場がしっかり育成されること、私はかねてより言っておりますが、ノンリコース制度の導入なんかにもつながるものだと

いうふうに思っておりますし、そのためにも、性能表示だけじゃなくて、スーパリーフォームについてもしっかりと取り組んでいただきたい、こう強く要望いたしますして、質問を終了いたします。ありがとうございます。

○河合委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○河合委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。大森猛君。

○大森委員 私は、日本共産党を代表して、住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。今回の法案は、住宅金融公庫の目的、業務に、貸付債権の譲り受けまたは貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証関係を追加するものですが、同時に、附則において、平成十九年三月三十一日までに、別で法律の定めるところにより公庫を廃止し、公庫からその権利及び業務を承継する独立行政法人を設立するために必要な措置を講ずることを定めるものであります。

これらの措置は、国民の住宅取得、住生活の安定、居住水準の向上等にそれなりの役割を果たしてきた住宅金融公庫を、特殊法人合理化計画に従い、融資業務を民間金融機関にゆだね、住宅債権を証券化する証券業務を新たにを行うものです。そのことを前提にして住宅金融公庫の独立行政法人化を附則に盛り込んでおり、国民の住生活に大きな影響を与えるものであります。

以下、反対理由を申し上げます。反対の第一の理由は、いわゆる特殊法人等改革の一環として、国民の不安や反対を無視し、公庫を独立行政法人に移行させるために、国民の住宅取得にそれなりの役割を果たしている住宅金融公庫を廃止する期日だけを先行して附則で規定しているからであります。まだ議論もしていないのに廃止を前提にすることは、国会軽視と言わなければならないと思います。

第二の理由は、今回の改正で新たに導入される証券化支援業務は、特殊法人整理合理化計画の趣旨に従い、公庫融資の段階的縮小の一環として行われるものであります。住宅金融公庫融資は、長期、固定、低利等という特徴を持った融資制度であり、その縮小は、住宅を取得しようとする国民に大きな影響を及ぼし、住宅資金供給機関としての公庫の役割を縮小するもので、国の住宅取得支援策の大幅な後退であり、金融機関にそれをゆだねるものであるからであります。

第三の理由は、金融公庫の証券化支援業務は、リスクをすべて公庫に転嫁し、民間金融機関にとっては、みずからの住宅融資に係るリスクがほとんどなくなるなど、金融機関に一方的に有利な制度であるからであります。この仕組みは、市場金利が上昇すれば債券市場の縮小を招き、債権が売れず、公庫が抱え込まざるを得なくなるなど、すべて公庫に負担をかかせるものとなっております。この制度の大もとのアメリカでは、金利変動によって、日本の数倍の公的資金を投入している事実を見ても明らかであります。

第四に、住宅担保ローンが民間主体となることで、融資抑制や選別融資などの事態も考えられ、その結果、町場の住宅需要を縮小させ、町場の工務店等の経営に悪影響を及ぼすことも考えられることでもあります。

以上、反対の理由を申し述べて、反対討論いたします。(拍手)

○河合委員長 次に、原陽子君。

○原委員 社会民主党の原陽子です。社会民主党を代表して、住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論を行います。

この法律案に反対する理由として特に強調したいのは、国民がそれを希望していないという点です。

八三・四％、公庫の実質廃止を民間にゆだねることについては反対が六九・九％など、各方面で行われた複数アンケート調査で明らかになったことは、国民が、まだ住宅金融公庫の存在意義を認めているということです。

また、参考人質疑を通して、銀行業界も学識経験者でも、存在意義が全くないとする立場をとっている人は皆無に近く、政府案でさえ、段階的に融資事業を縮小すると、あいまいにはかしていることがその証拠です。

人々が公庫に求めている存在意義には次のようなものがあります。第一は、公庫が差別のない融資を行ってきたこと。第二は、長期、固定、低金利の融資であること。第三は、公庫融資が、バリアフリーや省エネなどの基準を織り込み、住宅の質の向上に寄与してきたこと。そのどれもが、民間では実現してこなかったことです。

また、長期、固定、低金利という長所が同時に抱える構造的な欠陥が専門家からは指摘されているにもかかわらず、それをそのままにして、住宅ローンを証券化するアメリカ方式を技術的にまねただけになっていきます。

さらに、住宅ローン市場における官民の役割は何か、住宅政策はどうあるべきかの議論は全く熟しておらず、その二点における方向性が明らかでないまま、先行七法人で廃止という結論だけが打ち出されました。

高度成長期の住宅難の時代から、国の住宅政策の一環として、国民の持ち家取得にどのように貢献し、何を反省せねばならないか、財政投融資や一般会計から国民のお金が投入される特殊法人としてどのようにあるべきか、改革の基本に立ち返り、さらなる議論と、民意を反映した改革を希望して、私の討論を終わります。(拍手)

○河合委員長 これにて討論は終局いたしました。

○河合委員長 これより採決に入ります。住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改

正する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河合委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○河合委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、栗原博久君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。井上和雄君。

○井上和雄 委員長 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において、委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかねることいたします。

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 今後の住宅政策の展開に当たっては、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅及び持家住宅についてバランスのとれた施策を講ずることとし、民間賃貸住宅の居住水準の向上を図ること。
- 二 住宅金融公庫の資産負債管理の推進に当たっては、資金調達手段の多様化と財務状況の公開を積極的に行うこと。
- 三 住宅金融公庫の貸付けに係る住宅の耐久性に関する技術の普及に努めるとともに、引き続き住宅建設コストの低減に努めること。

四 良質な中古住宅の流通の円滑化のために、中古住宅の評価システムの普及、市場における住宅情報の提供機能の整備等に努めること。

五 住宅金融公庫融資に係る延滞債務が増加している現状にかんがみ、今後の経済状況を踏まえ利用者の事情に配慮した返済困難者対策を講ずるよう努めること。

六 住宅金融公庫融資については、障害者、高齢者等社会的弱者の居住の安定、シックハウスの問題への対応、地域材を用いた木造住宅の建設推進、外断熱の推進等住宅の省エネルギー化等の政策誘導機能を重視したものとなるよう努めること。

七 証券化支援業務の推進に当たっては、将来的に保証型の支援業務が拡大するよう努めること。

八 住宅金融公庫から、その権利及び義務を承継する独立行政法人の業務については、平成十九年三月三十一日までに、民間金融機関が長期固定ローンを大量・安定的かつ公平に供給している状況を充分検討した上で、国民の住宅取得に支障がないように留意して決定すること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○河合委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河合委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣扇千景君。

○扇千景 住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律案につきましては、本委員

員会におかれまして熱心な御討議をいただきまして、ただいま可決されましたことを深く御礼申し上げます。

今後、審議中における各議員の皆さんの御高見、また、ただいまの附帯決議におかれまして提起されました民間賃貸住宅の居住水準の向上、政策誘導機能を重視した金融公庫、国民住宅取得の支障がないように留意した独立行政法人の業務の決定等につきましては、その趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じております。

ここに、委員長初め各委員の御指導、御協力に對し深く感謝の意をあらわして、ごあいさつとさせていただきますと思います。

○河合委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます〕

○河合委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○河合委員長 次に、内閣提出、独立行政法人都市再生機構法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣扇千景君。

独立行政法人都市再生機構法案

〔本号末尾に掲載〕

○扇千景 ただいま議題となりました独立行政法人都市再生機構法案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

我が国の都市の状況を見ますと、大規模な工場跡地や地上げによる虫食い地等の土地利用が、社

会経済情勢の変化に対応して適切に転換できていないほか、防災上危険な密集市街地については権利関係が複雑であることなどから、民間だけでは市街地の整備改善を図ることが困難な状況にあり、民間による都市再生の条件整備を図ることが大きな課題となっております。

この法律案は、平成十三年十二月に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画に基づき、都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合して、新たな独立行政法人都市再生機構を設立するものであります。

これにより、大都市及び地域社会の中心となる都市において、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生を図るための市街地の整備改善、賃貸住宅の供給の支援等を行うとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することとし、また、それらを効率的、合理的な執行体制を行うこととなるものでございます。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、都市再生機構は、既に市街地を形成している区域において、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として、権利関係の調整等のコーディネート業務や関連公共施設の整備を行うとともに、市街地の整備改善のための事業を実施することとします。

第二に、民間事業者による賃貸住宅供給に資するための敷地を整備して提供することとし、賃貸住宅の供給については民間事業者にゆだねることとしております。

第三に、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るために、都市基盤整備公団から承継する賃貸住宅を引き続き管理するとともに、必要な建てかえ等を行うこととしております。

第四に、新たに市街地を整備することを目的と

する宅地開発等、政策的に機構が実施する必要があるなくなった業務は新規に着手しないこととします。

第五に、機構の組織形態を独立行政法人とすることとし、自律的な業務運営を可能ならしめ、責任ある経営が行われるように、所要の措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○河合委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○河合委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○河合委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十六分散会

独立行政法人都市再生機構法案

独立行政法人都市再生機構法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 役員及び職員(第六条—第十条)

第三章 業務

第一節 業務の範囲(第十一条)

第二節 業務の実施方法(第十二条—第十七条)

第三節 特定公共施設工事(第十八条—第二

第十四条)

第四節 賃貸住宅の管理等(第二十五条—第三十二条)

第五章 財務及び会計(第三十三条—第三十六条)

第六章 雑則(第三十七条—第四十二条)

附則(第四十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人都市再生機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとすることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人都市再生機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団(以下「都市公団」という。)から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第三条第六項及び第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、機構に出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下「土地等」という。)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事八人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第七条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長)を置かれておるときは、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていないときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格事項の特例)

第九条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

機構の役員は、前号に規定する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人都市再生機構法平成十五年法律第 号」第九條第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

第一節 業務の範囲

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 既に市街地を形成している区域において、市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備(当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する施設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分された土地を一団の土地として有

効かつ適切に利用できるよう整備するものに限る。又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。

二 既に市街地を形成している区域において、良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡を行うこと。

三 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、住宅街区整備事業（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業をいう。以下同じ。）及び流通業務団地造成事業（流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業をいう。）を行うこと。

四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に参加組合員（市街地再開発事業にあつては、都市再開発法第五十条の三第一項第五号又は第五十二條第二項第五号（第五十八條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者を含む。）として参加すること（第六号の業務を併せて行うものに限る。）。

五 特定建築者（都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築者をいう。以下この号において同じ。）に特定施設建築物（同条第三項に規定する特定施設建築物をいう。以下この号において同じ。）の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者とならうとする者（同法第九十九条の三第二項の規定により特定建築者となることができるもの）

限る。）がない場合において、当該市街地再開発事業の特定建築者として特定施設建築物の建設を行い、並びにその管理、増築又は改築（以下「増改築」という。）及び譲渡を行うこと。

六 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

七 既に市街地を形成している区域において、第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

八 既に市街地を形成している区域において、地方公共団体からの委託に基づき、民間事業者による次に掲げる事業の施行と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

イ 市街地再開発事業
ロ 土地区画整理事業
ハ 住宅街区整備事業
ニ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の八の認定計画に基づく同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業

ホ 都市再開発法第百二十九条の六の認定再開発事業計画に基づく同法第百二十九条の二第一項に規定する再開発事業
ヘ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条の認定計画に基づく同法第二十条第一項に規定する都市再生事業

ト その他政令で定める事業
九 第十六条第一項に規定する整備敷地等（以下この号において単に「整備敷地等」という。）について、同項及び同条第二項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、次に掲げる住宅又は施設

（賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあつては、イからハまでに掲げるものに限る。）の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。

イ 第二号に規定する賃貸住宅
ロ イの賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

ハ 整備敷地等の利用者の利便に供する施設
ニ 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設

土地等の取得を要する業務（委託に基づき行うものを除く。）の実施に必要な土地等を提供した者又は当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは当該区域内で事業を営んでいた者（以下この号及び第十六条第一項において「土地提供者等」という。）の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設（市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。）の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十一 地方公共団体からの委託に基づき、根幹的なものとして政令で定める規模以上の都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。

十二 附則第四条第一項の規定により機構が都市公園から承継した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設並びに附則第十二条第一項第二号の規定により機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

より機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十三 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及び前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え（現に存する賃貸住宅を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること（新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）をいう。以下同じ。）を行い、並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十四 前二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

十五 第十三号の業務による賃貸住宅の建替えに併せて、次の業務を行うこと。
イ 当該賃貸住宅の建替えと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
ロ 当該賃貸住宅の建替えと併せてこれと一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

ハ 当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための住宅の建設を行い、並びにその管理及び譲渡を行うこと。

十六 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、第十三条第一項に規定する国土交通大臣の求め又は第十四条第三項に規定する地方公共団体の要請に基づき、当該賃貸住宅の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

十七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

と。
2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第九条に規定する筑波研究学園都市建設事業を行うこと。

二 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第七条の同意建設計画に従って同法第二条第一項に規定する関西文化学術研究都市の建設を行うこと。

三 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条第一項に規定する業務を行うこと。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十一条に規定する業務を行うこと。

3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

一 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理を行うこと。

二 政令で定める住宅の建設(増改築を含む。)及び管理を行うこと。

三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備を行うこと。

四 次に掲げる施設の建設(増改築を含む。)又は整備及び管理を行うこと。

イ 第一項第一号から第三号までの業務(同項第三号の業務にあつては、市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行に係るものに限る。)の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設

ロ 機構が整備した敷地若しくは造成した宅地(第一号の規定によるものを含む。)の利用者又は機構が建設し若しくは管理する住

宅(第一号の規定によるものを含む。)の居住者の利便に供する施設
ハ 機構が行う住宅の建設(第二号の規定によるものを含む。)と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

五 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給、管理及び増改築並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

第二節 業務の実施方法
(民間事業者との協力等)

第十二条 機構は、前条に規定する業務の実施に当たっては、それぞれの都市の実情に応じて、できる限り民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者との協力及び役割分担が適切に図られるよう努めなければならない。

2 機構は、前条第一項第二号の業務の実施に当たっては、当該業務の実施により整備した敷地における民間事業者の賃貸住宅の建設の見通しを十分勘案して行わなければならない。

(国土交通大臣の要求)

第十三条 国土交通大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認めるときは、機構に対し、第十一条第一項第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めをしうとするときは、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

3 機構は、国土交通大臣から第一項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(関係地方公共団体からの要請等)

第十四条 機構は、第十一条第一項第三号の業務で都市再開発法第二条の第二項第一号又は土

地区画整理法第三条の第二項の規定により実施するもの(これらに附帯する業務を含み、前条第一項の規定による国土交通大臣の求めに基づき実施するものを除く。以下この条において「特定再開発等業務」という。)については、関係地方公共団体からの当該業務に関する計画を示した要請に基づき行うものとする。ただし、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域(以下この条において「都市再生緊急整備地域」という。)において同法第十五条第一項に規定する地域整備方針(以下この条において「地域整備方針」という。)に即して行う特定再開発等業務にあつては、この限りでない。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、機構に対し、都市再生緊急整備地域において地域整備方針に即して行うべき特定再開発等業務に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

3 地方公共団体は、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要があるときは、機構に対し、第十一条第一項第十六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

4 前三項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。

5 機構は、都市再生緊急整備地域において地域整備方針に即して特定再開発等業務を実施しようとするときは、第二項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。この場合において、関係地方公共団体の意見があるときは、これを尊重しなければならない。

6 機構は、賃貸住宅の建設(賃貸住宅の建替えを含む。)又は第十一条第二項第一号若しくは第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地

を整備するための宅地の造成に係るものを実施しようとするときは、第三項の規定による地方公共団体の要請があり、かつ、当該要請に基づき行うものを除き、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

7 機構は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営については、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の事業主体(同条第十六号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)である関係地方公共団体と密接に連絡するものとする。

(都市計画の決定等の提案)

第十五条 第十一条第一項第六号の業務に係る市街地の整備改善に関し、都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条の第二項の規定の適用については、同項中「又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体」とあるのは、「若しくはこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体又は独立行政法人都市再生機構」とする。

2 次の各号に掲げる業務の実施に関し、当該各号に定める都市計画の決定又は変更をする必要がある場合における都市計画法第二十一条の第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体」とあるのは、「前項に規定する土地の区域」とあるのは、「前項に規定する土地の区域、独立行政法人都市再生機構にあつては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち独立行政法人都市再生機構法第十五条第二項各号に掲げる業務の実施に必要な土地の区域」と、「同項後段」とあるのは、「前項後段」と、同条第三項中「次に掲げるところ」とあるのは「次の各号(独

立行政法人都市再生機構法第十五条第二項の規定により読み替えて適用される前項の規定による独立行政法人都市再生機構の提案にあつては、第一号に掲げるところとする。

一 第十三条第一項の規定による国土交通大臣の求め又は前条第一項から第三項までの規定による地方公共団体の要請に基づき行う第一号第一項第一号から第三号まで、第十三号又は第十六号の業務 当該業務の実施に必要な市街地再開発事業に関する都市計画その他の政令で定める都市計画

二 第十八条第一項に規定する特定公共施設工事に関する業務（同項に規定する特定公共施設の管理者の同意を得たものに限り） 同項に規定する特定公共施設に係る都市施設に関する都市計画

（整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法）

第十六条 機構は、建築物の敷地の整備又は宅地の造成に係る業務（土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、委託に基づくものを除く。）の実施により整備した敷地又は造成した宅地（以下この条及び次条において「整備敷地等」という。）については、当該整備敷地等の対価又は地代に関する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物（賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあつては、当該整備敷地等に建設すべき賃貸住宅。以下この条において同じ。）に関する事項その他国土交通省令で定める事項に関する計画（以下この条において「譲渡等計画」という。）を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しなければならぬ。ただし、機構がその事務若しくは事業（第十一條第一項第九号に規定する住宅又は施設の建設に係るものを除く。）の用に供するため必要がある場合又は土地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者その他国土交通省令で定める者に譲渡し、若しくは賃貸する場合、この限りでない。

一 譲渡等計画に定められた建設すべき建築物

に関する事項に適合する建築物を建設しようとする者であること。

二 前号に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

三 整備敷地等の譲渡の対価又は地代の支払能力がある者であること。

2 機構は、前項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考しなければならぬ。ただし、いったん公募したにもかかわらず、同項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合においては、次条第一項の規定による投資を受けて同項第三号に掲げる業務を行う事業を営む者に、当該整備敷地等を譲渡し、又は賃貸することができる。

3 機構は、第一項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸するときは、当該整備敷地等の土地の区域について、都市計画法第二十一条の二（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定又は変更の提案その他譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に適合した建築物の建設の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七条 機構は、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るため特に必要がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資（融資を含む。）をすることができ、

一 第十一條第一項第三号から第五号まで、第九号若しくは二又は第十号の業務（同項第三号又は第四号の業務にあつては、市街地再開発事業又は土地区画整理事業に係るものに限る。）の実施により機構が建設した事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務

二 機構が管理する建築物の敷地若しくは宅地

又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に関する業務

三 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るための建築物で政令で定めるものの建設又は管理に関する業務

2 前項第三号に掲げる業務を行う事業に対する投資は、当該整備敷地等について、前条第一項及び第二項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合に限り、することができるものとする。

第三節 特定公共施設工事

第十八条 機構は、第十一條第一項第七号の業務又は公共の用に供する施設の整備に係る同条第二項第一号若しくは第二号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成（市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。）と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設（以下「特定公共施設」という。）に係る当該各号に定める工事（以下「特定公共施設工事」という。）であるときは、当該特定公共施設工事の管理者（管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）の同意を得て、その管理者に代わつて当該特定公共施設工事を施行することができる。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の道路（高速自動車国道及び一般国道を除く。）同法による当該道路の新設又は改築に関する工事

二 都市公園法の都市公園（同法第二条第一項第一号に該当するものに限る。）同法による当該都市公園の新設又は改築に関する工事

三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の公共下水道又は都市下水道 同法による当該公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に

四 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の一級河川（指定区間内のものを除く。）以外の河川（同法第百条第一項に規定する準用河川（第二十一条において単に「準用河川」という。）を含む。）同法による河川工事

2 機構は、前項の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、政令で定めるところにより、特定公共施設の管理者に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設（河川を除く。）の管理者が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、当該管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 機構は、第一項の規定により特定公共施設工事をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 機構は、第一項の規定による特定公共施設工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（機構の意見の聴取）

第十九条 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意をした特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止

四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業計画の変更

五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更

六 河川法第五條第六項（同法第百条において準用する場合を含む。）の指定の変更又は廃止（特定公共施設工事の廃止等）

第二十條 機構は、特定公共施設の管理者の同意

を得た場合でなければ、特定公共施設工事を廃止してはならない。

2 第十八条第五項の規定は、機構が特定公共施設工事を廃止した場合について準用する。

3 機構が特定公共施設工事を廃止したときは、当該特定公共施設工事に要した費用の負担については、機構と特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

4 前項の協議が成立しないときは、機構又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。

5 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第三項の規定の適用については、機構と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

(特定公共施設及びその用に供する土地の権利の帰属)

第二十一条 第十八条第五項の規定による特定公共施設工事の完了の公告のあった特定公共施設及びその用に供する土地について機構が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川(準用河川を除く。)である場合には、国)に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第二十二条 機構が第十八条の規定により特定公共施設工事を施行する場合には、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、特定公共施設の管理者が自ら当該特定公共施設工事を施行するものとみなす。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、機構に交付するものとする。

3 前項の場合には、機構は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

す。

4 第一項の特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第二十三条 機構が第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わって行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ、ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)

第二十四条 第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってその権限を行う機構は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

第四節 賃貸住宅の管理等

(家賃の決定)

第二十五条 機構は、賃貸住宅(公営住宅の事業主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。)に新たに入居する者の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2 機構は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃の額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めなければならない。この場合において、変更後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないように定めなければならない。

3 前二項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法は、国土交通省令で定める。

4 機構は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。

(賃貸住宅の建替等の実施等)

第二十六条 機構は、次に掲げる要件に該当する場合においては、賃貸住宅の建替えをすることができる。

一 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき賃貸住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

二 第十一条第一項第二号に規定する賃貸住宅を新たに建設する必要があること又は賃貸住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して当該地域に良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する必要があること。

2 機構は、賃貸住宅の建替えに関する計画について第十四条第六項の規定による意見聴取に基づき関係地方公共団体から申出があった場合においては、公営住宅又は社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。)その他の居住者の共同の福祉のために必要な施設の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じなければならない。

(仮住居の提供)

第二十七条 機構は、賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建替えに伴いその明渡しをするもの(以下「従前居住者」という。)に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

(新たに建設される賃貸住宅への入居)

第二十八条 機構は、従前居住者であつて、三十日を下らない範囲内で当該従前居住者ごとに機構の定める期間内に当該賃貸住宅の建替えにより新たに建設される賃貸住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該賃貸住宅に入居させなければならない。

2 機構は、前項の期間を定めたときは、当該従前居住者に対して、これを通知しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が新たに建設された賃貸住宅に入居すべき期間を定め、その期間内に当該賃貸住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。

4 機構は、正当な理由がないのに前項の通知に係る入居すべき期間内に当該賃貸住宅に入居しなかった者については、第一項の規定にかかわらず、当該賃貸住宅に入居させないことができる。

(公営住宅への入居)

第二十九条 機構は、賃貸住宅の建替えに併せて公営住宅が整備される場合において、従前居住者で公営住宅法第二十三条各号(同条に規定する老人等にあつては、同条第二号及び第三号)に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、当該公営住宅の事業主体は、機構が行う措置に協力するよう努めなければならない。

(説明会の開催等)

第三十条 機構は、賃貸住宅の建替えに関し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の協力が得られるように努めなければならない。

(移転料の支払)

第三十一条 機構は、従前居住者が賃貸住宅の建替えに伴い住居を移転した場合においては、当

該従前居住者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(建替えに係る家賃の特例)

第三十二条 機構は、従前居住者を、賃貸住宅の建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は機構が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合において、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第二十五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額することができる。

第四章 財務及び会計

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十三条 機構における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

2 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第一類第十号 国土交通委員会議録第十七号

4 機構は、第二項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び都市再生債券)

第三十四条 機構は、第十一条第一項(第十一号を除く。)並びに第二項第一号及び第二号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は都市再生債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借

入金又は債券に係る債務(國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十六条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第五章 雜則

(協議)

第三十七条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五條第二項、第十七條第一項、第三十四條第一項若しくは第五項又は前條第一項の認可をしようとするとき。

二 第三十三條第二項の承認をしようとするとき。

2 国土交通大臣は、第二十條第四項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第三十八條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

(他の法令の準用)

第三十九條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員共済組合法の適用に關する特例)

第四十條 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第八十八号)の規定の適用については、同法第二條第一項第一号

に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第四十一條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第六章 罰則

第四十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十一條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、第三十八條並びに附則第三條、第四條及び第二十四條の規定は、公布の日から施行する。

(機構の設立)

第二條 機構は、通則法第十七條の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2 機構は、通則法第十六條の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(地域公団の権利及び義務の承継等)

第三條 機構の成立の時に現に地域振興整備公団(以下「地域公団」という。)が有する権利及び義務であつて次に掲げる業務(以下「旧地方都市開発整備等業務」という。)に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に關し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構が承継する。

一 附則第十六條の規定による改正前の地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。

平成十五年四月十八日

以下「旧地域公団法」という。第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号ハに掲げる業務のうち同項第三号の規定による工場用地の造成と併せて行われるものを除く。)

二 次に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)

イ 附則第六十条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十二条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

ロ 附則第六十四条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

2 機構の成立の際現に地域公団が有する旧地方都市開発整備等業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 機構の成立の時に現に地域公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、国土交通大臣が経済産業大臣と協議して定める。

5 第一項の承継計画書は、地域公団が、政令で定める基準に従って作成し、国土交通大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する金額の

うち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。は、政府から機構に対し附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市再生業務」という。)に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市再生業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 地域公団は、第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継した時に、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

10 国土交通大臣は、第五項の認可をしようとするとき、又は前項の額を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

11 地域公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度の旧地方都市開発整備等業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

(都市公団の解散並びに権利及び義務の承継等) 第四条 都市公団は、機構の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時にいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に都市公団が有する権利の

うち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度は、都市公団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算完了の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

6 前項の場合においては、附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市公団法」という。)

う。第九条第一項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの(政府からの出資に係るものにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額に限る。は、それぞれ、政府及び当該地方公共団体から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

都市公団の業務	
旧都市公団法附則第十一条第二項に規定するその他の業務	都市再生業務
旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務	機構の業務
	附則第十三条第一項に規定する鉄道業務

8 前条第七項及び第八項の規定は、前項に規定する資産の価額について準用する。

9 都市公団が解散した場合は、旧都市公団法第六十三条第二項の規定にかかわらず、残余財産の分配は、行わない。

10 第一項の規定により都市公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(借入金及び都市基盤整備債券等の利息等に係る交付金) 第五条 政府は、平成十六年度から平成二十一年度までの間において、機構に対して、都市公団が平成十四年度末までに借り入れた借入金(旧都市公団法附則第六条第一項の規定により都市公団が住宅・都市整備公団から承継した借入金を含む。以下この項において同じ。及び発行した都市基盤整備債券等(旧都市公団法第五十五条第一項の都市基盤整備債券、同条第二項の都市基盤整備公団宅地債券及び旧都市公団法附則第十三条第一項の特別住宅債券並びに旧都市公団法附則第六条第一項の規定により都市公団が住宅・都市整備公団から承継した旧都市公団法附則第十七条による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧

住宅・都市整備公団法」という。第五十五条第一項の住宅・都市整備債券及び同条第二項の特別住宅債券をいう。以下この項において同じ。）の利息並びに発行した都市基盤整備債券等に係る債券発行費及び債券発行差金償却（以下この項において「利息等」という。）で平成十三年及び平成十四年度に支払ったもの又は償却したもの（平成十三年度に管理を開始した賃貸住宅の建設のために借り入れた借入金及び発行した都市基盤整備債券等の利息等で平成十二年以前に支払ったもの又は償却したものを含む。）に相当する金額のうち、政府が負担することが適当であるものとして政令で定める金額を交付するものとする。

2 前項の政令を定める場合においては、国の財政状況を勘案しつつ、将来にわたる機構の業務運営の安定が損なわれることのないよう配慮しなければならない。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第六条 附則第三条第一項の規定により機構が地域公団の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての旧地域公団法第二十六条第一項の地域振興整備債券に係る債務については、機構及び地域公団が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、国が保有している当該地域振興整備債券に係る債務については、国が弁済の請求をする場合にあつては、この限りでない。

2 地域振興整備債券の債権者は、機構又は地域公団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第七条 附則第三条第一項又は第四条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

第一類第十号 国土交通委員会議録第十七号

一 旧地域公団法第二十六条第一項の長期借入金及び地域振興整備債券 旧地域公団法第二十六条の二の規定による保証契約
二 旧都市公団法第五十五条第一項の長期借入金及び都市基盤整備債券 旧都市公団法第五十六条の規定による保証契約
三 旧都市公団法附則第七条第一項の長期借入金及び住宅・都市整備債券 同項の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約

第八条 機構は、自ら建設した住宅又は造成した宅地（附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものを含む。）を譲渡する場合における譲受人の選定については、次の各号に掲げる債券を引き受けた者（その相続人を含む。）であつて、当該住宅又は宅地の譲受けの申込みの際現にその一定割合以上を所有しているものに對し、当該各号に定める規定による特別の定め（例により、特別の取扱いをするものとする。）の一 旧住宅・都市整備公団法第五十五条第二項又は旧都市公団法附則第十三条第一項の一定の特別住宅債券 旧住宅・都市整備公団法第三十条第二項

二 旧都市公団法第五十五条第二項の規定により都市基盤整備公団が発行した一定の都市基盤整備公団宅地債券 旧都市公団法第三十四条第二項
第九条 附則第七条第二号及び第三号並びに前条各号に掲げる債券は、第三十四条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による都市再生債券とみなす。

（非課税）
第十条 附則第三条第一項及び第四条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（役員に関する特例）
第十一条 次条第一項に規定する業務及び附則第十三条第一項に規定する鉄道業務が完了するまでの間に限り、第六条第二項に定めるもののほか、機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

平成十五年四月十八日

第十三条 機構は、当分の間、第十一条に規定する業務のほか、次の業務（同条に規定する業務に該当するものを除く。）を行うことができる。
一 旧地域公団法第十九条の四第一項の規定により事業実施基本計画について国土交通大臣の認可を受けた業務（旧地域公団法第十九条第一項第一号の業務に該当するものに限り。）を行うこと。
二 旧都市公団法第二十八条第一項に規定する業務のうち、この法律の施行前に開始されたもの（当該業務の実施のためにその用地を取得したものを含み、同項第六号の業務及びこれと併せて行う業務にあつては、国土交通大臣が指定するものに限り。）及びこれと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に係るものを行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
四 旧都市公団法附則第十条第一項に規定する業務を行うこと。
2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十二条第一項」と、第十六条第一項中「宅地」とあるのは「宅地（地域公団又は都市公団が整備した敷地又は造成した宅地を含む。）」と、第十七条第一項第一号中「又は第十号」とあるのは「若しくは第十号」と、「に限り」とあるのは「に限り。）」又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第二号から第四号まで若しくは第九号の業務（同項第二号又は第三号の業務にあつては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るものに限り。）」と、「機構」とあるのは「機構又は都市公団」と、第十八条第一項中「又は公共の用に供する施設

の整備」とあるのは「若しくは公共の用に供する施設の整備」と、「第二号の業務」とあるのは「第二号の業務又は附則第十二条第一項第二号の規定により行う旧都市公団法第二十八条第一項第七号の業務」と、第三十三條第二項及び第四十二條第二号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び附則第十二條第一項」と、第三十四條第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十二條第一項」と、附則第二十一条第一項中「政令で定めるものの整備」とあるのは「政令で定めるものの整備、旧地域公団法第十九條第一項第一号ハの公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備（委託により行うものを除く。）及び旧都市公団法第二十八條第一項第七号の公共の用に供する施設（旧都市公団法第二十八條第一項第一号又は第二号の業務の実施と併せて整備されるものに限り。）で政令で定めるものの整備」とする。

3 機構は、旧都市公団法第二十八條第一項第一号の規定による宅地の造成又は同項第二号の規定による土地区画整理事業の施行のためにこの法律の施行前に取得した用地について、第一項第二号の業務（第十一条に規定する業務に該当するもの、造成した宅地の管理及び譲渡に関するもの並びに土地区画整理事業の施行に係るものを除く。）を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の認可の申請があつたときは、同項の計画に係る業務を行うことが同項の用地を早期に譲渡するために必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

6 前三項の規定は、第三項の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について

準用する。

第十三条 機構は、当分の間、第十一条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧都市公団法附則第十一条第一項に規定する鉄道業務（以下この条及び次条において「鉄道業務」という。）を行うことができる。

2 前項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、機構の経理については、鉄道業務とその他の業務（以下この条において「都市再生業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道業務について鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項、第十六条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

4 第一項の規定により機構が鉄道業務を行う場合には、第三十三条第一項中「機構における」とあるのは「機構の都市再生業務に係る勘定における」と、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは「通則法第四十四条第一項又は第二項（前項の規定により読み替えられた場合を含む。）」と、「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」と、第三十四条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第十三条第一項」と、第四十二条第二号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第十三条第一項」とする。

5 機構は、鉄道業務を終えた場合において、その際鉄道業務に係る勘定に属する資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫及び地方公共団体（その出資金を鉄道業務に充てるべきものとして出資したものに限る。以下この条において同じ。）に納付しなければならない。

6 機構は、前項の規定により国庫及び地方公共団体に納付をしたとき、又は同項に規定する資産の価額が同項に規定する負債の金額を下回る場合において鉄道業務を終えたときは、遅滞なく、鉄道業務に係る勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を都市再生業務に係る勘定に帰属させるものとする。

7 前項の規定による鉄道業務に係る勘定の廃止の時にあっては、附則第四条第七項の規定により政府及び地方公共団体から機構に対し鉄道業務に充てるべきものとして出資されたものとされた額については、機構に対する政府及び地方公共団体からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十四条 機構は、第十一条及び附則第十二条第一項に規定する業務並びに鉄道業務のほか、当分の間、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する賃貸住宅及び当該賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の建設（増改築を含む。）、管理及び譲渡を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第四十二条第二号中「第十一条」とあるのは、「第十一条及び附則第十四条第一項」とする。

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、自ら造成した宅地（附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものを含む。自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるものに限る。）を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市再生機構宅地債券を発行することができる。この場合における第三十六条の規定の適用については、同条第一項中「及び債券」とあるのは、「、債券及び

び都市再生機構宅地債券」とする。

2 附則第八条第一号に係る部分を除く。及び第九号の規定は、前項の規定により機構が発行する都市再生機構宅地債券について準用する。この場合において、同条中「及び第四項」とあるのは、「から第七項まで」と読み替えるものとする。

（地域振興整備公団法の一部改正）
第十六条 地域振興整備公団法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の二」を「第二十一条」に改める。

第一条中「人口及び」及び「地域社会の中心となる都市の開発整備及び特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備に必要な業務並びに」を削る。

第三条第二項及び第四条第二項中「国土交通大臣及び」を削る。

第九条第五項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第十条第一項及び第二項中「国土交通大臣及び」を削る。

第十二条第一項中「国土交通大臣及び」を削り、「二」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「二」を「いずれかに」に改める。

第十三条及び第十四条ただし書中「国土交通大臣及び」を削る。

第十九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第三号とし、同条第二項第一号中「宅地」を「工場用地」に改め、同項第二号中「前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備、及び」を削り、同項第三号中「並びに前項第一号に規定する都市の開発整備、特定の地域の総合的かつ計画的な開発整備」を削り、同条第三項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第四項を削る。

第十九条の二を削る。

第十九条の三第一項中「第十九条第一項第一号、第三号及び第四号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第十九条の二とする。

第十九条の四を削る。

第十九条の五中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「宅地」を「工場用地」に改め、同条を第十九条の三とする。

第二十条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に、「主務省令」を「経済産業省令」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第二十一条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「主務省令」を「経済産業省令」に改める。

第二十三条中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十四条第一項及び第二項中「国土交通大臣及び」を削り、同条第三項中「国土交通大臣及び」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十五条第一項中「（工業再配置業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額）」を「のうち政令で定める基準により計算した額」に改め、同条第三項中「工業再配置業務に係る勘定において」を削る。

第二十六条第一項、第二項ただし書及び第六項、第二十六条の三、第二十七条第一号並びに第二十八条中「国土交通大臣及び」を削る。

第二十九条（見出しを含む。）中「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改め

る。

る。

第三十条及び第三十一条第一項中「主務大臣」を「経済産業大臣」に改める。

第三十二条の二及び第三十二条の三を削る。

第三十三条中「国土交通大臣及び経済産業大臣、国土交通大臣又は主務大臣」を「経済産業大臣」に改め、同条第一号中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「の主務省令」を削り、「国土交通省令・経済産業省令」を「経済産業省令」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三十三条の二を削る。

第三十六条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第十九条の五」を「第十九条の三」に改める。

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

附則第十一条中「第三十三条の二第二項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び附則第十條第一項から第三項までの業務」とを削る。

（地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 この法律の施行前に旧地域公団法（第十條を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（都市基盤整備公団法の廃止）

第十八条 都市基盤整備公団法は、廃止する。

（都市基盤整備公団法の廃止に伴う経過措置）

第十九条 この法律の施行前に旧都市公団法（第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為（旧都市公団法附則第十八条又は第三十五条第一項の規定により旧都市公団法又は旧都市公団法附則第二十九条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなされたものを含

む。）は、通則法、この法律又は附則第三十条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十條 旧住宅・都市整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した日本住宅公団又は旧住宅・都市整備公団法附則第七條第一項の規定により解散した宅地開発公団の役員又は職員であつた者に対する旧都市公団法附則第二十条の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧都市公団法附則第二十条第六項中「都市基盤整備公団」とあるのは、「独立行政法人都市再生機構」とする。

（国の無利子貸付け）

第二十一条 国は、当分の間、機構に対し、第十一条第一項第七号の公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二條第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（道路法等による国の無利子貸付けの特例等）

第二十二條 機構が第十八條の規定により特定公共施設工事で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要する費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号に掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、第二号から第六号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」

とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

一 道路法附則第五項

二 道路法附則第九項及び第十項

三 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第八十一号）附則第二項 第五項及び第六項

四 都市公園法附則第十項、第十三項及び第十四項

五 下水道法附則第五條第一項、第四項及び第五項

六 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで

2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第五條第一項又は河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付金の額を控除した額を機構に支払わなければならない。

3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者が第二項の規定による支払をする場合には、第二十二條第四項及び第五項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第二十三條 この法律の施行前にした行為並びに附則第三條第十一項及び第四條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四條 附則第二條から第十五條まで、第十七條及び第十九條から前条までに規定するもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政

令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第二十五條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の項第一号並びに第二号イ及びロ中「公団等」を「機構等」に改め、同表首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の項中「及び第二十六條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）」を削り、同表新住宅市街地開発法（昭和三十一年法律第三十四号）の項第二号及び第三号中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削り、同表近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）の項中「及び第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）」を削り、同表流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）の項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「機構」に改め、同表都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改め、同表新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の項第一号を削り、同表新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の項第二号中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同表新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の項第一号とし、同表新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の項第三号を同表新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の項第二号とし、同表新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の項第四号を削り、同表新都市基盤整備法（昭和四十

理事長等」に改める。
第七十四条中「公団総裁等」を「機構理事長等」に改める。
第七十五条中「第百二十三条」を「第百二十三条第一項」に、「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改める。
第七十六条第一項第四号中「公団等」を「機

「三」に改める。

第八十五條第五項中「第八十五條の三四項」の下に、「第八十五條の四五項」を加へる。

第八十六條第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第八十八條第六項、第九十一條第一項、第九十二條第一項、第九十三條第一項及び第二項、

第九十五条第七項並びに第九十六条第二項及び第三項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を、「第三条の二又は第三条の三」に改める。

第九十七条第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第九十八条第三項中「又は第三条の二から第

三条の四まで」を、「第三条の二又は第三条の三」に改める。
 第百三条第三項中「公団等」を「機構等」に改める。
 第百八条第一項、第百九条第一項、第百十條第三項から第五項まで及び第八項並びに第百十條第一項中「又は第三条の二から第三条の四」

「第三條の二又は第三條の三」に改める。

第百十九條の二第一項中「公団等」を「機構

等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改め、同条第二項中「公団等」を「機構等」に改める。

第百二十三条に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構（第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第百二十六条において同じ。）に対し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第百二十六条の見出しを「是正の要求」に改め、同条中「又は市町村」を「市町村又は独立行政法人都市再生機構」に改める。

第百二十七条の二第一項並びに第百三十六条の四第一項第一号並びに第二号イ及びロ中「公団等」を「機構等」に改める。

第百四十四条第五号中「のいずれかに該当する」を「に規定する」に改める。

附則第二項中「公団等」を「機構等」に、「から第三条の四まで」を「又は第三条の三」に改める。

附則第八項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附則第九項中「公団等」を「機構等」に改める。

附則第十五項及び第十六項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第三十一条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、都市基盤整備公団」を削る。

（都市公園法の一部改正）

第三十二条 都市公園法の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十八条の二中「第四項」を「第三項」に改める。

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 機構が附則第十二条第一項の規定により設置し、又は管理する公園施設については、前条の規定による改正前の都市公園法第五条第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同項中「都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）第二十八条第一項第一号」とあるのは「独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第二号」と、「都市基盤整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第三十四条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条及び第十八条第二項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第十八条の二第二項及び第二項中「である地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第四項中「である、又は施行者であつた地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団（以下「地方公共団体等」と総称する。）を「又は施行者であつた者」に改める。

第十九条第一項中「（施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。）を削る。

第二十条第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改め、同条第二項中「地方公共団体が」を「施行者であつた者が」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十条の二第二項中「地方公共団体等」を「施行者」に改め、同条第三項中「地方公共団

体等」を「施行者であつた者」に改め、同条第四項中「地方公共団体等」を「施行者又は施行者であつた者」に改める。

第二十条の三第一項、第二十一条、第二十三条及び第二十四条中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第二十五条第一項中「地方公共団体等の長（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に關しては、国土交通大臣）を「施行者であつた者の長」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条の二第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第二十八条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対しては造成工場敷地の処分の差止めを命じ、又は承認若しくは不承認の処分を取り消し、地方公共団体に対しては」を「施行者であつた者に対してし、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「地方公共団体」を「施行者であつた者」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十九条第二項中「地方公共団体若しくはその長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長」に改める。

第三十条中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第三十二条中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第三十五条の三第一項中「及び第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。）を削る。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条 機構が附則第十二条第一項の規定に

より行う首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第七項の造成敷地等及び同条第八項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（第三十五条の三第一項を除く。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第十八条の二第四項及び第二十九条第二項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十八条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二条第八項の造成工場敷地について同法第二十六条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第三十五条の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（住宅地区改良法の一部改正）

第三十六条 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）の規定による住宅」を削る。

第七条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三号中「、都市基盤整備公団」を削る。

（旧産炭地域振興臨時措置法の一部改正）

第三十七条 旧産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「、公団法第三十三条の二第二項第三号中「工業再配置業務」とあるのは「工業再配置業務及び産炭地域振興臨時措置法附則第四項前段の業務」とを削る。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三十八条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第三十九条 新住宅市街地開発法の一部を次のように改正する。

第六条中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第二十二條第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は」を削り、同条第三項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第二十七條第一項中「(施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。)」を削る。

第三十一條中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第三十二條第一項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第四十條中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第四十一條第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は」を削る。

第五十條第一項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

(新住宅市街地開発法の一部改正に伴う経過措置)

第四十條 機構が附則第十二條第一項の規定により施行する新住宅市街地開発法第二條第一項の新住宅市街地開発事業については、前条の規定による改正前の新住宅市街地開発法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第六條、第二十二條第

一項、第三十一條、第三十二條第一項第一号、第四十條、第四十一條第一項並びに第五十條第一項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十二條第三項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第二十七條第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第四十一條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部を次のように改正する。

第九條及び第二十四條第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第二十五條第一項及び第二項中「である地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第四項中「である、又は施行者であつた地方公共団体、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団(以下「地方公共団体等」と総称する。)」を「又は施行者であつた者」に改める。

第二十六條第一項中「(施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。)」を削る。

第二十七條第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改め、同条第二項中「地方公共団体等」を「地方公共団体等」に改め、同条第二項中「(施行者が都市基盤整備公団又は地域振興整備公団であるときは、国土交通大臣。以下この条において同じ。)」を削る。

第二十八條第二項中「地方公共団体等」を「施行者」に改め、同条第三項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改め、同条第四項中「地方公共団体等」を「施行者又は施行者であつた者」に改める。

第二十九條第一項、第三十條、第三十二條及び第三十三條中「地方公共団体等」を「施行者

であつた者」に改める。

第三十四條第一項中「地方公共団体等の長(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に關しては、国土交通大臣)」を「施行者であつた者の長」に、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十五條第一項及び第三項並びに第三十七條第一項中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第三十八條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に対しては造成工場敷地の処分を命じ、又は承認若しくは承認の処分を取り消し、地方公共団体に対しては」を「施行者であつた者に対してし」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「地方公共団体」を「施行者であつた者」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九條第二項中「地方公共団体若しくはその長、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「施行者若しくはその長又は施行者であつた者若しくはその長」に改める。

第四十條中「地方公共団体等」を「施行者であつた者」に改める。

第四十七條の三第一項中「及び第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務(都市基盤整備公団又は地域振興整備公団が造成した造成工場敷地に係るものに限る。)」を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二條 機構が附則第十二條第一項の規定により行う近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二條第五項の造成敷地等及び同条第六項の造成工場敷地の処分及び管理については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第四十七條の三第

一項を除く。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第二十五條第四項及び第三十九條第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第三十八條第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二條第六項の造成工場敷地について同法第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七條の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四十三條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條第五項中「都市基盤整備公団に対し、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)第二十八條第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで」を「独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)第一條第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号」に改め、「業務」の下に「(委託に基づき行うものを除く。)」を加え、同条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二條第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第八項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、「又は第六項」を削り、「同条第八項」を「同条第七

項を除く。」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第二十五條第四項及び第三十九條第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第三十八條第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二條第六項の造成工場敷地について同法第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七條の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四十三條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條第五項中「都市基盤整備公団に対し、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)第二十八條第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで」を「独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)第一條第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号」に改め、「業務」の下に「(委託に基づき行うものを除く。)」を加え、同条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二條第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第八項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、「又は第六項」を削り、「同条第八項」を「同条第七

項を除く。」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第二十五條第四項及び第三十九條第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第三十八條第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二條第六項の造成工場敷地について同法第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七條の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四十三條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一條第五項中「都市基盤整備公団に対し、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)第二十八條第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで」を「独立行政法人都市再生機構に対し、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)第一條第一項第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号」に改め、「業務」の下に「(委託に基づき行うものを除く。)」を加え、同条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第二條第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第八項中「第六項又は第八項」を「又は第七項」に改め、「又は第六項」を削り、「同条第八項」を「同条第七

項を除く。」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第二十五條第四項及び第三十九條第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「又は独立行政法人都市再生機構」と、同法第三十八條第四項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」とあるのは「独立行政法人都市再生機構」とする。

2 この法律の施行前に都市公団が造成した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第二條第六項の造成工場敷地について同法第三十五條第二項の規定により市町村が処理することとされている事務については、前条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第四十七條の三第一項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

項」に改め、同条第九項中「前条第八項」を「前条第七項」に改める。

附則第三項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 国は、当分の間、機構に対し、機構が附則第十二条第一項の規定により行う旧地域公団法第十九条第一項第一号に掲げる業務並びに旧都市公団法第二十八條第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。この場合において、都市開発資金の貸付けに関する法律第二条第二項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は独立行政法人都市再生機構法（以下「機構法」という。）附則第四十四條第一項」と、同条第八項中「又は第七項」とあるのは「若しくは第七項又は機構法附則第四十四條第一項」と、同条第五項とあるのは「同条第五項又は機構法附則第四十四條第一項」とする。

2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）第一条に規定する特別会計の経理については、同条中「に対する貸付けに関する」とあるのは、「に対する貸付け並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四十四條第一項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに関する」とする。

（都市開発資金融通特別会計法の一部改正）

第四十五条 都市開発資金融通特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、「地域振興整備公団に対する貸付け、同条第七項の規定による」を削り、「同条第八項」を「同条第七項」に改める。

（住宅建設計画法の二部改正）

第一類第十号 国土交通委員会議録第十七号

第四十六条 住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第四十七条 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）」に改める。

第二十六条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に、同条第二項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「又は機構」に改める。

第三十条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に改める。

第四十三条中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「及び機構」に改める。

第四十四条第一項中「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を「機構」に、「それぞれそれらの者」を「機構」に、「又はそれらの者」を「又は機構」に改める。

第四十八条の三第一項第一号及び第二号中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「機構」に改める。

（都市再生開発法の一部改正）

第四十八条 都市再生開発法の一部を次のように改正する。

目次中「都市基盤整備公団等」を「独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第二条の二第五項中「都市基盤整備公団は」を「独立行政法人都市再生機構は」に改め、同項第二号中「都市基盤整備公団が行う」を削り、同条第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第七条の二第四項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「これらの公団又は公社」を「これら

の者」に改める。

「第三節 都市基盤整備公団等」を「第三節 独立行政法人都市再生機構等」に改める。

第五十八條第一項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第八項」を「第七項」に、「公団等」を「機構等」に改め、同条第二項、第三項及び第五項中「公団等」を「機構等」に改める。

第五十八條の二中「公団等」を「機構等」に改める。

第五十九條第一項中「公団等」を「機構等」に改め、同条第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「都市基盤整備公団総裁」と、地域振興整備公団に置かれるものについては「地域振興整備公団総裁」を「独立行政法人都市再生機構理事長」に改める。

第六十条第二項第五号及び第六十九條第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第七十二条第一項中「公団等」を「機構等」に、「第二条の二第八項」を「第二条の二第七項」に改める。

第九十九條の三第一項中「都市基盤整備公団」を削り、同条第三項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百六條第三項及び第四項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百十二條中「第二百二十四條第二項」を「第二百二十四條第三項」に改める。

第一百十八條の二第二項第三号及び第一百十八條の六第一項中「公団等」を「機構等」に改める。

第一百十八條の三十一項中「第二百二十四條第二項」を「第二百二十四條第三項」に改める。

第二百二十四條第一項及び第二項中「公団等」を「機構等」に改める。

第二百二十四條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構（第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第二百二十六條第一項及び第三項において同じ。）に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができ

る。

第二百二十六條の見出しを「（是正の要求）」に改め、同条第一項中「都道府県に」を「都道府県又は独立行政法人都市再生機構に」に改め、同条第三項中「又は市町村」を「市町村又は独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二百二十八條第一項、第二百三十三條第一項並びに第二百三十九條の三第一項第一号及び第二号中「公団等」を「機構等」に改める。

第二百四十三條の二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第二百二十四條第二項」を「第二百二十四條第三項」に改める。

第二百四十四條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第二百二十四條第二項」を「第二百二十四條第三項」に改める。

第二百四十四條の二第二号中「第二百二十四條第二項」を「第二百二十四條第三項」に改める。

附則第五條第二項中「公団等」を「機構等」に改め、同条第三項、第六項及び第七項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（筑波研究学園都市建設法の一部改正）

第四十九條 筑波研究学園都市建設法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第九條から第十一條までの規定中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（勤労者財産形成促進法の一部改正）

第五十條 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「都市基盤整備公団法平成十一年法律第七十六号」第五十五條第二項に規定する宅地債券」を

「独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第号)附則第十五条第一項に規定する都市再生機構宅地債券」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 この法律の施行前に締結された都市公団を相手方とする旧都市公団法第五十五条第二項に規定する都市基盤整備公団宅地債券の購入に関する契約は、前条の規定による改正後の勤労者財産形成促進法第六条第一項第三号に規定する機構を相手方とする附則第十五条第一項に規定する都市再生機構宅地債券の購入に関する契約とみなして、同法の規定を適用する。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第五十二条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「又は承認」を削る。

第六条中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第七条の見出し及び同条第一項中「又は承認」を削る。

第十三条第一項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第二十二條第一項中「、都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十五条第一項中「地方公共団体」を「施行者」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十六条第一項中「又は前条第二項において準用する同法第七十一条の三第三項」を削る。

第二十七条第一項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第三項中「、第七十一条の六」及び「(同法第七十一条の六の規定にあつては、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に置かれるものに限る。)」を削る。

第二十八条第一項中「、都市基盤整備公団総

裁又は地域振興整備公団総裁」及び「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第三項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同条第四項を削る。

第三十条第一項及び第三十八条中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第四十五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十七条及び第五十条中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第五十一条第一項ただし書中「二」を「いづれかに」に改め、同項第一号中「、都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を削る。

第六十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第六十四条第一項第一号中「第二十二條第一項若しくは第二項」を「第二十二條」に改め、「若しくは第二十五条第二項において準用する同法第七十一条の三第三項」を削り、同項第二号中「若しくは第二十五条第二項において準用する同法第七十一条の三第三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二項中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削る。

第六十五条の三第一項第一号を削り、同項第二号中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団」を削り、同号を同項第三号とする。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第五十三条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二条第十二号中「、都市基盤整備公団」を削る。

第三条の四第二項、第四条第一項及び第八条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第十一条第三項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「当該公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二十一条第一項中「第三条の四」を「第三条の三」に改める。

第二十九条第三項、第三十条第三項及び第四十三条中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

「第四款 都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社」を「第四款 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社」に改める。

第五十八条第一項中「都市基盤整備公団(以下「公団」という。))」を「独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。))」に改め、同条第二項中「公団」を「機構」に改める。

第五十九条第一項、第三項、第七項、第八項、第十項、第十三項及び第十四項、第六十条第一項、第六十二条、第六十七條第一項第四号、第七十二条第一項、第七十六条第二項並びに第八十一条第一項中「公団」を「機構」に改める。

第八十七条第一項中「公団」を削る。

第九十二条第一項及び第二項中「公団」を「機構」に改める。

第九十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、機構に対し、住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることが出来る。

第九十八条第一項及び第百条第一項中「公団」を「機構」に改める。

第百一条の十五の見出しを「(独立行政法人都市再生機構法の特例)」に改め、同条第一項中「公団が、都市基盤整備公団法(平成十一年

法律第七十六号)を「機構が、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第号)に、「公団法」という。)(第二十八条第一項第七号)を「機構法」という。)(第十一条第一項第七号)に、「公団法第三十七条第一項各号に掲げる」を「機構法第三十七条第一項各号に定める」に、「公団法第三十七条第二項から第五項まで及び第三十八条から第四十二条まで」を「機構法第三十八條第二項から第五項まで及び第十九條から第二十四条まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三十七条第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の十五第一項後段において準用する場合を含む。))」とする。

第百九条の二第一項第一号及び第二号並びに附則第百九条第一項中「公団」を「機構」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第五十四条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「第百二十三條」を「第百二十三條第一項」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十五条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第一条第八項」を「第一条第七項」に改める。

第十四條の十三の見出し中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「公団」を「都市再生機構」に、「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)を「独立行政法人都市

及び産業業務施設の再配置の促進に関する法

律第四十条第一項第二号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務及び地

方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第四十条第一項第二号の業務」と、公団法第三十六条第三号中

「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の

促進に関する法律第四十条」とする。
第四十二條から第四十五條まで 削除
被災市街地復興特別措置法の一部改正)

八十一条 被災市街地復興特別措置法の一部を
次のように改正する。

第二条第五号中「都市基盤整備公団」を削

第六條第三項中「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構

以下「機構」という。）に改め、同条第五項「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「機構」に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「又は第三條の二から第三條の四まで」を、「第三條の二又は第三條の三」に改める。

第二十二条の見出しを「独立行政法人都市
生機構法の特例」に改め、同条第一項中
都市基盤整備公団(以下この条において「公

「区」という。は、都市基盤整備公団法（平成十
年法律第七十六号）を「機構は、独立行政法
都市再生機構法（平成十五年法律第 号）」

項中「公団が、公団法第二十八条第一項第七

を「機構が、機構法第十一条第一項第七に、「公団法第三十七条第一項各号に掲げを「機構法第十八条第一項各号に定める」

、「公団法第三十七条第二項から第五項まで及び第三十八条から第四十二条まで」を「機構

法第十八条第二項から第五項まで及び第十九条から第二十四条まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第三十七条第二項中「第二十条第四項」とあるのは、「第二十条第四項(被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項後段において準用する場合を含む。)」とする。
(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正)

第六十二条 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(公団法の特例)

第十二条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び特定産業集積の活性化に関する臨時措置法以下「特定産業集積活性化法」という。第十一条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は特定産業集積活性化法第十一条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の第二項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務及び特定産業集積活性化法第十一条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに特定産業集積活性化法第十一条」とする。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)
第六十三条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。
目次中「都市基盤整備公団の業務の特例」を「独立行政法人都市再生機構の行う業務」に改める。

「第三節 都市基盤整備公団の業務の特例」を「第三節 独立行政法人都市再生機構の行う業務」に改める。

第三十一条の見出しを削り、同条第一項中「都市基盤整備公団は、都市基盤整備公団法平成十一年法律第七十六号」を「独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第 号)に、「公団法」という。第二十八条を「機構法」という。第十一条第一項に、「公団法第二十八条第三項各号」を「機構法第十一条第三項各号」に改め、同条第二項を削る。

第四十六条第四項中「第二百三十三条」を「第二百三十三条第一項」に改める。

第四十七条第四項中「第二百三十四条及び」を「第二百三十四条第一項及び第三項並びに」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第六十四条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の二又は第三条の三」に改める。

第八条第一項を削り、同条第二項中「公団は、前項の業務」を「地域振興整備公団(以下「公団」という。は、地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。第十九条第一項及び第二項に規定する業務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項の業務のほか、前二項」を「前項の業務のほか、同項」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「市街地の整備改善並びに」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、「市街地の整備改善並びに」を削り、同号を同

項第四号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第九条を次のように改める。

(公団法の特例)

第九条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下「中心市街地整備改善活性化法」という。第八条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第二項の業務」と、公団法第十九条の第二項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号及び第二号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務又は中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務及び中心市街地整備改善活性化法第八条第一項第一号の業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは「若しくは第二十六条の三又は中心市街地整備改善活性化法第八条第三項」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び中心市街地整備改善活性化法第八条第三項」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに中心市街地整備改善活性化法第八条第一項及び第二項」とする。

(新事業創出促進法の一部改正)

第六十五条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「(市街地の形成に必要な住宅の用に供する宅地の造成に附随して造成される工場用地で公団法第二十四条の二第一号の主務省令で定めるものに関するものを除く。)」を削り、「第四十条第二項」を「第四十条第一項」に改める。

第二十七条を次のように改める。

(公団法の特例)

第二十七条 前条の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法第二十六条第一項の業務」と、同条第三項中「前項に規定する業務」とあるのは「前項に規定する業務又は新事業創出促進法第二十六条第二項に規定する業務」と、公団法第十九条の第二項中「前条第一項第二号の業務」とあるのは「前条第一項第二号の業務並びに新事業創出促進法第二十六条第一項第一号、第三号及び第四号の業務」と、公団法第二十条第一項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務又は新事業創出促進法第二十六条第一項第四号の業務」と、同条第二項中「第十九条第一項第一号の業務」とあるのは「第十九条第一項第一号の業務及び新事業創出促進法第二十六条第一項第四号の業務」と、公団法第三十三条第一号中「又は第二十六条の三」とあるのは「若しくは第二十六条の三又は新事業創出促進法第二十六条第三項」と、公団法第三十六条第一号中「この法律の規定」とあるのは「この法律の規定及び新事業創出促進法第二十六条第三項の規定」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに新事業創出促進法第二十六条第一項及び第二項」とする。

附則第十二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するこ

とされた旧特定事業集積促進法第七条第一項の規定により公団の業務が行われる場合には、公団法第十九条第二項中「同項の業務」とあるのは「同項の業務及び新事業創出促進法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号。以下「なお効力を有する旧特定事業集積促進法」という。）第七条第一項第一号の業務」と、公団法第三十六条第三号中「第十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第一項及び第二項に規定する業務並びになお効力を有する旧特定事業集積促進法第七条第一項第一号の業務」とする。

（良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第六十六条 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法平成十一年法律第百五十三号の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第六十七条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「又は第三条の二から第三条の四まで」を「、第三条の二又は第三条の三」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第六十八条 高齢者の居住の安定確保に関する法律平成十三年法律第二十六号の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「都市基盤整備公団（以下「公団」を「独立行政法人都市再生機構（以下「機構」に改める。

第五十条（見出しを含む）、第五十一条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項中「公団」を「機構」に改める。

第五十三条の見出し中「公団」を「機構」に改め、同条第一項中「公団が」を「機構が」に改め、同項第五号中「都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号 第三十三号及び第三十四号）」を「独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第 号）第二十五条」に改め、同条第二項中「公団」を「機構」に改める。

第五十四条及び第五十六条中「公団」を「機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第六十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 都市基盤整備公団の項を削る。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第七十条 都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第一条第八項」を「第一条第七項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第七十一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表 都市基盤整備公団の項を削る。

（法人税法の一部改正）

第七十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表 都市基盤整備公団の項を削る。

（印紙税法の一部改正）

第七十三条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二 都市基盤整備公団の項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第七十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二 都市基盤整備公団の項を削る。

（消費税法の一部改正）

第七十五条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三 第一号の表 都市基盤整備公団の項を削る。

（国土交通省設置法の一部改正）

第七十六条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十八号を削り、第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第七十五号までを一号ずつ繰り上げ、第七十五号の二を第七十五号とする。

第三十一条第一項第一号中「第三十八号、第四十号、第四十一号及び第五十三号」を「第三十七号、第三十九号、第四十号及び第五十二号」に改め、同項第二号中「第四十五号、第四十六号、第四十七号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十一号、第七十二号」を「第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号」に改め、同項第四号中「第四条第五十七号」を「第四条第五十六号」に改める。

第三十三条第一項第一号中「第四十号から第四十二号まで」を「第三十九号から第四十一号まで」に改め、同項第二号中「第四十五号、第四十六号、第四十七号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十八号から第五十一号まで、第五十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十四号から第五十六号まで、第五十八号から第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十一号、第七十二号」を「第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号」に改め、同項第四号中「第四条第五十七号」を「第四条第五十六号」に改める。

第六十三号まで、第六十五号から第六十七号まで、第七十号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十一号、第七十二号」を「第四十四号、第四十五号、第四十六号（自動車車庫に係るものを除く。）、第四十七号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十七号から第六十二号まで、第六十四号から第六十六号まで、第六十九号（基準の設定に係るものを除く。）、第七十号、第七十一号」に改め、同項第四号中「第四条第五十七号」を「第四条第五十六号」に改める。

第三十五条第一項中「第四十七号」を「第四十六号」に、「第七十三号から第七十五号まで、第七十五号の二」を「第七十二号から第七十四号まで、第七十五号」に改める。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門と統合して、独立行政法人都市再生機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年五月一日印刷

平成十五年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇